

1.障がいにかかる相談・支援窓口

(1) 一般的な相談支援

- 障害者地域生活支援センター せいふう
【電話】0854-82-5308 【FAX】0854-84-7096
【住所】〒694-0063 大田市大田町吉永 1453 番地 24
- 亀の子サポートセンター
【電話】0854-83-7278 【FAX】0854-84-0272
【住所】〒694-0041 大田市長久町長久 267 番地 6

(2) 障がい者福祉の手続きなど

障がい者手帳、障がい福祉サービス、障がい児通所支援、自立支援医療（精神通院、更生医療、育成医療）、障がい児・者手当、補装具・日常生活用具費支給等、その他障がい者施策等の手続き

- 大田市役所 地域福祉課 障がい者福祉係
【電話】0854-83-8142、8143 【FAX】0854-82-9730
【住所】〒694-8502 大田市大田町大田 1111 番地
- 大田市役所 温泉津支所 市民生活課 市民生活係
【電話】0855-65-3934 【FAX】0855-65-3114
【住所】〒699-2598 大田市温泉津町小浜 1486 番地
- 大田市役所 仁摩支所 市民生活課 市民生活係
【電話】0854-88-2113 【FAX】0854-88-4276
【住所】〒699-2391 大田市仁摩町仁万 562 番地 3

(3) 手話通訳者の設置

大田市では、手話通訳者を地域福祉課に設置しています。聴覚障がいのあるかたに対し、病院等での受診手続きなど、日常生活や社会生活を送る上での支援を行っています。派遣もしていますので、ご利用ください。

- 大田市役所 地域福祉課 障がい者福祉係
【電話】0854-83-8142、8143 【FAX】0854-82-9730

(4) 障がい者差別解消法に関する相談窓口の設置

大田市では、職員「不当な差別的取扱いの禁止」「合理的配慮の提供」について適切に対応できるように「対応要領」を策定しました。職員による障がいを理由とする差別に関する相談窓口を設置しました。

- 大田市役所 地域福祉課 障がい者福祉係
【電話】0854-83-8142、8143 【FAX】0854-82-9730

(5) 障がい者虐待防止に関する相談窓口の設置

大田市では、障がい者虐待の早期発見、早期対応に向けた、障がい者及び養護者への支援を一層充実したものにするため、市役所地域福祉課内に「大田市障がい者虐待防止センター」を設置しました。

■ 大田市障がい者虐待防止センター（大田市役所地域福祉課）

【電話】0854-83-8142（夜間・休日 0854-82-1600）

(6) 地域活動支援センター（社会参加の場）

■ 地域活動支援センター のほほん

主に精神障がい者に創作的な活動や生産活動の機会を提供し、社会との交流の促進を図るとともに、社会生活に不安がある障がい者の相談や余暇活動の支援等を行います。また、家族会と協力して、家族相談を行っています。

【電話】0854-82-3077 【FAX】0854-82-3952

【住所】〒694-0041 大田市長久町長久口267番地6

■ 地域活動・健康支援センター えーる

主に知的障がい者及び身体障がい者に創作的な活動や生産活動の機会やトレーニングマシーンを使用した健康づくりの場を提供し、地域交流活動を行っています。

【電話】0854-86-8221 【FAX】0854-82-4774

【住所】〒694-0064 大田市大田町大田1674番地16

(7) 高次脳機能障がいに関する相談支援

■ 地域活動支援センター のほほん

【電話】0854-82-3077 【FAX】0854-82-3952

【住所】〒694-0041 大田市長久町長久口267番地6

関係機関と連携を取り、高次脳機能障がいのあるかたが地域で安心して暮らせる支援を行います。

困ったことがあれば、ひとりで抱え込まず、まずご相談ください。来所が難しい方は訪問もしています。

～高次脳機能障がいとは～

交通事故や脳血管障害で脳に損傷を受けた後、運動機能は回復しても今までの生活がうまくできなくなってしまうことがあります。「新しいことが覚えられない」「気が散って集中できない」「すぐ怒り出す」「よく知っている場所で迷子になる」「計画が立てられない」などの症状がある場合、それは高次脳機能障がいによるものかもしれません。

(8) 児童に関する相談

18歳未満の児童に関するあらゆる問題について相談に応じ、専門的な判定を行うとともに、必要な助言・指導や施設入所手続きなどを行っています。

■ 島根県浜田児童相談所

【電話】0855-28-3560 【FAX】0855-28-3565

【住所】〒697-0005 浜田市上府町12591番地

(9) 難病専門相談

難病等でお困りのかたに、専門医による相談を行います。難病と診断されたかたに限らず、治療してもなかなか改善しないかた、病名がわからず悩んでおられるかた、体調が悪く悩んでいるかたが対象です。日程・診療料が決まっています。予約制ですので事前にお電話ください。

■ 島根県県央保健所 医事・難病支援課

【電話】0854-84-9824 【住所】〒694-0041 大田市長久町長久ハ7 番地 1

(10) こころの健康相談、思春期こころの健康相談、アルコール相談

様々な「こころの悩み」「アルコールの問題」「ものわすれ」に関すること、また「思春期の悩み」に関する相談に応じています。(専門医等による相談)ご本人のほか、家族のかたも相談可能です。

日程が決まっており、予約制ですので事前にお電話ください。(保健師相談は、随時受付)

■ 島根県県央保健所 健康増進課

【電話】0854-84-9823 【住所】〒694-0041 大田市長久町長久ハ7 番地 1

(11) 発達障がいに関する相談・就労相談

■ 島根県西部発達障害者支援センター ウインド

【電話】0855-28-0208 【FAX】0855-28-0217 【e-mail】wind1841@rhythm.ocn.ne.jp

【住所】〒697-0005 浜田市上府町12589 番地「こくぶ学園」内

関係機関と協力して、発達障がいのあるかたが地域の中で安心して暮らせる支援を行っています。

<大田地区個別相談>

ウインドのスタッフが大田市内で個別相談に応じます。事前に予約が必要ですので、ウインドにお問い合わせください。なお、相談は無料です。(対象者 乳幼児～成人)

～発達障がいとは～

自閉症、アスペルガー症候群などの広汎性発達障がい、学習障がい(LD)、注意欠陥多動性障がい(AD/HD)など、通常、低年齢において発現する脳機能の障がいです。

(12) 障がい者の就労に関する相談支援

■ 石見大田公共職業安定所(ハローワーク石見大田)

障がい者の職業相談、職業紹介を行っています。

【電話】0854-82-8609 【FAX】0854-82-1059

【住所】〒694-0064 大田市大田町大田口1182 番地 1

■ 大田障がい者就業・生活支援センター ジョブ亀の子

障がい者の就労相談および就労に向けた職場開拓や職場実習の斡旋を行っています。就労支援により職業生活の自立が見込まれるかたが対象です。

【電話】0854-84-0273 【FAX】0854-84-0272

【住所】〒694-0041 大田市長久町長久口267 番地 6

(13) 視聴覚障がいに関する相談支援

■ 島根県西部視聴覚障害者情報センター

目的	視覚障がい、聴覚障がいのあるかたへのサービスと情報提供を行い、生活、文化の向上と福祉の増進を図ることを目的としています。	
所在地	〒697-0016 島根県浜田市野原町1826番地1 いわみーる2階	
電話番号	【電話】0855-24-9334 【FAX】0855-24-9335 【メール】bd_seibu@bd-iwami.org	
主な事業内容	視覚障がい者へのサービス	1. 点字図書と録音図書の貸出、閲覧 様々なジャンルの点字図書と録音図書・録音雑誌の貸出・閲覧。図書管理システムを導入し、全国の図書相互のネットワークを利用して、多くの中から希望の図書を探して貸し出す。 2. 点字、録音、テキストデージー図書の製作 刊行されている様々な書籍・雑誌の中から選書し、ボランティアの協力で点字・録音・テキストデージー図書を製作。 3. プライベートサービス 利用者からの希望に応じてプライベートな情報の点訳・音訳サービスの提供を行う。 4. 生活支援サービス 補装具や日常生活用具、福祉機器等の紹介、相談、試用貸出の実施。個々のニーズに応じた訓練・指導・援助の実施。
	聴覚障がい者へのサービス	1. 字幕、手話入りDVDの貸出、閲覧 幅広い分野の字幕、手話入りDVDの貸出、閲覧 2. 生活支援サービス 補装具や日常生活用具、福祉機器等の紹介、相談、試用貸出の実施、電話リレーサービス
	その他サービス	視聴覚障がい者 IT 講習、福祉学習、啓発活動 等

(14) 民生委員・児童委員

民生委員・児童委員は、様々な福祉に関する相談に応じ、関係機関との連携により、障がい者等の援護を図ります。各地区ごとに担当が決まっています。

詳しくは、大田市役所地域福祉課へお問い合わせください。

(15) 重症心身障がい児の相談

■ 島根県重症心身障がい児(者)相談員

島根県では、重度の身体障がいと知的障がいのあるお子さんの相談に応じ、必要なアドバイスを行うため、相談員制度を創設し、3名の相談員さんに業務委託しています。

【相談員】

芦矢京子、中島薫、山根温子

【相談員連絡先】

FAX・電話:0853-23-4544 (芦矢)

メール:kyoko511_run@yahoo.co.jp

2.生活相談・法律相談等

(1)生活サポートセンターおおだ

失業・病気・人間関係などさまざまな問題で生活にお困りのかたに対して、関係機関と連携しながら解決に向けてのサポートを行います。

【受付時間】月曜日～金曜日 9時～17時 【相談料金】無料

【問い合わせ先】生活サポートセンターおおだ(大田市社会福祉協議会内) 電話:0854-82-0820

(2)生活に関する相談

■ふくしよろず相談(大田市社会福祉協議会職員が対応)

【期日】月曜日～金曜日 9時～17時

【場所】大田市社会福祉協議会本所・温泉津支所・仁摩支所 【相談料金】無料

【問い合わせ先】ふくしよろず相談窓口(大田市社会福祉協議会内) 電話:0854-84-7577

■司法書士相談(島根県司法書士会大田支部の司法書士対応)

【期日】原則、毎月第2火曜日 10時～12時

【場所】大田市社会福祉協議会本所 【相談料金】無料 【予約】電話で事前に予約

【問い合わせ先】大田市社会福祉協議会 電話:0854-82-0091

(3)石見法律相談センター相談会

■面談相談(石見法律相談センター弁護士による面談相談)

【期日】原則、毎月第3金曜日 10時～15時40分 【場所】おおだふれあい会館

【相談時間】40分以内 【相談料金】無料/3回目の継続相談から有料 【予約】電話で事前予約

【問い合わせ先】石見法律相談センター 電話:0855-22-4514

■パソコン相談(石見法律相談センター弁護士によるパソコン相談)

【期日】原則、毎週金曜日(毎月第3金曜日を除く) 10時～15時40分

【場所】大田市社会福祉協議会本所

【相談料金】無料/3回目の継続相談から有料 【予約】電話で事前に予約

【問い合わせ先】大田市社会福祉協議会 電話:0854-82-0091

(4)弁護士法人 山陰リーガルクリニック 大田事務所

■無料法律相談

【期日】原則、月1回(いずれかの土曜日)、午後

【場所】弁護士法人山陰リーガルクリニック大田事務所 【相談時間】30分

【相談料金】初回に限り無料/2回目からの相談は有料(60分まで6,000円+消費税)

【予約】電話で事前に予約(予約が多数の場合には出雲、松江、益田事務所においても対応可能)

【問い合わせ先】弁護士法人 山陰リーガルクリニック大田事務所 電話:0854-83-7780

3.障がい者手帳の交付

各障がい者手帳は、各種の福祉制度を受ける場合の証明になりますので、大切に扱ってください。

(1) 身体障がい者手帳

身体に障がいのあるかたが、さまざまなサービスを受けるために必要な手帳です。本人の申請に基づき島根県知事から交付されます。障がいの程度によって1～6級(重度1級⇒軽度6級)に区分されています。なお、複数の障がい重複することで総合等級が重くなる場合があります。

※身体障がい者に対するサービス等は、身体障がい者手帳の交付を受けていることが基本です

※重い障がいでも、手帳の交付を受けていないかたはサービス等が受けられない場合があります

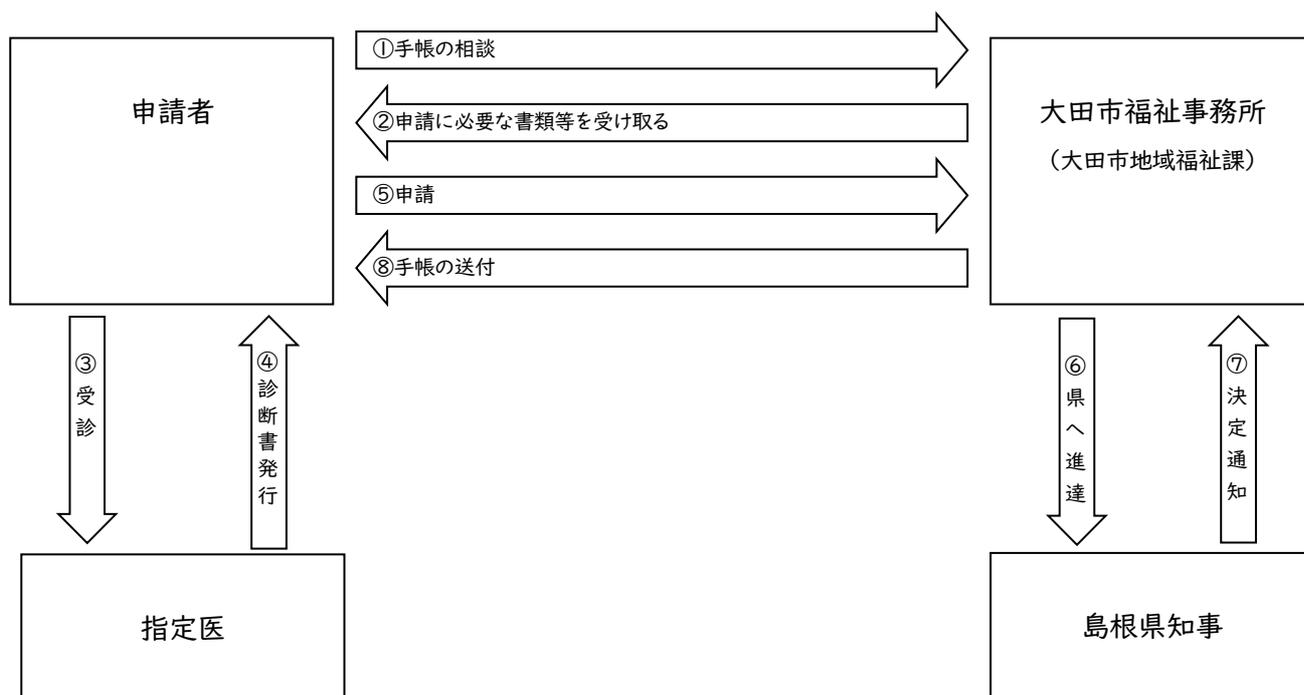
■対象となる障がい

部位 等級	視覚障がい	聴覚障がい	平衡機能障がい	音声機能・言語機能ま たはそしゃく障がい	上肢下肢機 能障がい	体幹機能障がい	脳病変運動 機能障がい	内部障がい
1級	○	—	—	—	○	○	○	○
2級	○	○	—	—	○	○	○	○
3級	○	○	○	○	○	○	○	○
4級	○	○	—	○	○	—	○	○
5級	○	—	○	—	○	○	○	—
6級	○	○	—	—	○	—	○	—

※脳病変運動機能障がい=乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい

※内部障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫、肝臓機能障がい)

■手帳交付までの流れ 手帳の交付は、申請されてから概ね2か月かかります。



■身体障がい者手帳についての手続き

下記の窓口で申請してください。

区分	申請書等(窓口設置)	申請書等以外に必要なもの
はじめて申請するとき	身体障がい者手帳交付・再交付申請書	①指定医による診断書 ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③マイナンバー関係書類
障がいの程度や内容が変わったとき	身体障がい者手帳交付・再交付申請書	①指定医による診断書 ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③身体障がい者手帳 ④マイナンバー関係書類
紛失したり破損したりしたとき	身体障がい者手帳交付・再交付申請書	①顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②身体障がい者手帳(破損時) ③マイナンバー関係書類
居住地や氏名が変わったとき	身体障がい者居住地等変更届	①身体障がい者手帳 ※他市町村への居住地の変更は転出先で行います ②マイナンバー関係書類
死亡したとき 不要になったとき	身体障がい者手帳返還届	身体障がい者手帳

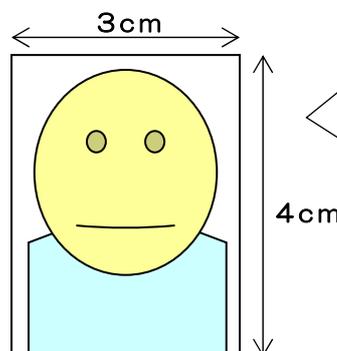
※診断書は、身体障がい者福祉法第15条の規定による指定医以外は作成できません

※マイナンバー関係書類の詳細はP25をご覧ください

<顔写真の規定(原則)>(カラー、白黒のいずれも可能です)

後ほど説明する「療育手帳」、「精神障がい者保健福祉手帳」にも顔写真が必要ですが、大きさ等規定については、3つの手帳に共通しています。

- ①半身、正面の顔写真であること
- ②1年以内に撮影した顔写真であること
- ③大きさは縦4cm、横3cmであること



規定に見合う顔写真の例です。証明用写真をイメージされるとよいです。ご自分で印刷する時は、写真用紙(厚口、特厚口)を使ってください。

■手続き窓口・お問い合わせ先

大田市役所地域福祉課 障がい者福祉係

電話:0854-83-8142、8143

大田市役所温泉津支所 市民生活課 市民生活係

電話:0855-65-3934

大田市役所仁摩支所 市民生活課 市民生活係

電話:0854-88-2113

■身体障がい者障がい程度等級表

級別	視覚障がい	聴覚または平衡機能の障がい		音声機能 言語機能 または そしやく機能障がい	肢体不自由	
		聴覚障がい	平衡機能障がい		上肢	下肢
1級	視力の良い方の眼の視力(万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ)が0.01以下のもの				1.両上肢の機能を全廃したもの 2.両上肢を手関節以上で欠くもの	1.両下肢の機能を全廃したもの 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
2級	1.視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2.視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度(I/4 視標による。以下同じ)の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度(I/2 視標による。以下同じ)が28度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの(両耳全ろう)			1.両上肢の機能の著しい障がい 2.両上肢のすべての指を欠くもの 3.一上肢の上腕の2分の1以上で欠くもの 4.一上肢の機能を全廃したもの	1.両下肢の機能の著しい障がい 2.両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの
3級	1.視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの(2級の2に該当するものを除く) 2.視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの(耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの)	平衡機能の極めて著しい障がい	音声機能言語機能またはそしやく機能の喪失	1.両上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 2.両上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 3.一上肢の機能の著しい障がい 4.一上肢のすべての指を欠くもの 5.一上肢のすべての機能を全廃したもの	1.両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3.一下肢の機能を全廃したもの
4級	1.視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの(3級の2に該当するものを除く) 2.周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3.両眼開放視認点数が70点以下のもの	1.両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの(耳介に接しなければ話声を理解し得ないもの) 2.両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50%以下のもの		音声機能言語機能またはそしやく機能の著しい障がい	1.両上肢のおや指を欠くもの 2.両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4.一上肢のおや指およびひとさし指を欠くもの 5.一上肢のおや指およびひとさし指の機能を全廃したもの 6.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の3指を欠くもの 7.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の3指の機能を全廃したもの 8.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の4指の機能の著しい障がい	1.両下肢のすべての指を欠くもの 2.両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3.一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 4.一下肢の機能の著しい障がい 5.一下肢の股関節または膝関節の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して10cm以上または健側の長さの10分の1以上短いもの
5級	1.視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2.両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3.両眼中心視野角度が56度以下のもの 4.両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5.両眼中心視野視認点数が40点以下のもの		平衡機能の著しい障がい		1.両上肢のおや指の機能の著しい障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか1関節の機能の著しい障がい 3.一上肢のおや指を欠くもの 4.一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5.一上肢のおや指およびひとさし指の機能の著しい障がい 6.おや指またはひとさし指を含めて一上肢の3指の機能の著しい障がい	1.一下肢の股関節または膝関節の機能の著しい障がい 2.一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3.一下肢の健側に比して5cm以上または健側の長さの15分の1以上短いもの
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	1.両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの(40cm以上の距離で発声された会話を理解し得ない) 2.一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他側耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの			1.一上肢のおや指の機能の著しい障がい 2.ひとさし指を含めて一上肢の2指を欠くもの 3.ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能を全廃したもの	1.一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2.一下肢の足関節の機能の著しい障がい
7級					1.一上肢の機能の軽度の障がい 2.一上肢の肩関節、肘関節または手関節のうちいずれか1関節の機能の軽度の障がい 3.一上肢の手指の機能の軽度の障がい 4.ひとさし指を含めて一上肢の2指の機能の著しい障がい 5.一上肢のなか指、くすり指および小指を欠くもの 6.一上肢のなか指、くすり指および小指の機能を全廃したもの	1.両下肢のすべての指の機能の著しい障がい 2.一下肢の機能の軽度の障がい 3.一下肢の股関節、膝関節または足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障がい 4.一下肢すべての指を欠くもの 5.一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6.一下肢が健側に比して3cm以上または健側の長さの20分の1以上短いもの

級別	肢体不自由			内部障がい						
	体幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい		心臓機能障がい	じん臓機能障がい	呼吸器機能障がい	ぼうこうまたは直腸の機能障がい	小腸機能障がい	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	肝臓機能障がい
		上肢機能	移動機能							
1級	体幹の機能障がいにより坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの	心臓の機能障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能障がいにより自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級	1.体幹の機能障がいにより坐位または起立位を保つことが困難なもの 2.体幹の機能障がいにより立ち上がることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの	肝臓の機能障がいにより日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	体幹の機能障がいにより歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内の日常生活活動に制限されるもの	心臓の機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障がいにより家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）	肝臓の機能障がいにより日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く）
4級		不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	心臓の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこうまたは直腸の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能の障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能障がいにより社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	体幹機能の著しい障がい	不随意運動・失調等による上肢の機能障がいにより社会での日常生活活動に支障があるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障があるもの							
6級		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの							
7級		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの							
備考	<p>1. 同一の等級について、2 つの重複する障がいがある場合は、1 級上の級とする。ただし、2 つの重複する障がいがある場合に特に本表中に指定されているものは当該等級とする。</p> <p>2. 肢体不自由においては、7 級に該当する障がいがある場合は、6 級とする。</p> <p>3. 異なる等級について 2 以上重複する障がいがある場合については、障がいの程度を勘案し当該等級より上位の等級とすることができる。</p> <p>4. 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第 1 指骨間関節以上を欠くものをいう。</p> <p>5. 「指の機能障がい」とは、中指指節関節以下の障がいをいい、おや指については、対抗運動障がいを含むものとする。</p> <p>6. 上肢または下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋高より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。</p> <p>7. 下肢の長さは前腸骨より内くるぶし下端までを計測したものをいう。</p> <p>※7 級の障がいは、単独では手帳交付対象となりません</p>									

(2) 療育手帳

知的障がいのあるかたが、さまざまなサービスを受けるために必要な手帳です。本人の申請に基づき島根県知事から交付されます。

※知的障がい者に対するサービス等は、療育手帳の交付を受けていることが基本です

※身体障がい者手帳は概ね生涯認定であるのに対し、療育手帳は有期認定であるため、再判定が必要となります(再判定不要については、PII を参照してください)

■療育手帳の程度

療育手帳「A」=最重度・重度 療育手帳「B」=中度・軽度

知的障がいとは「知的機能の障がいが発達期(概ね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別な援助を必要とする状態にあるもの」とされています。

■療育手帳判定

療育手帳の交付には、専門機関の判定が必要です。判定を受けるためには予約が必要です。申請されるかたが予約を行ってください。(判定スケジュールは市役所で確認できますのでお問い合わせください)

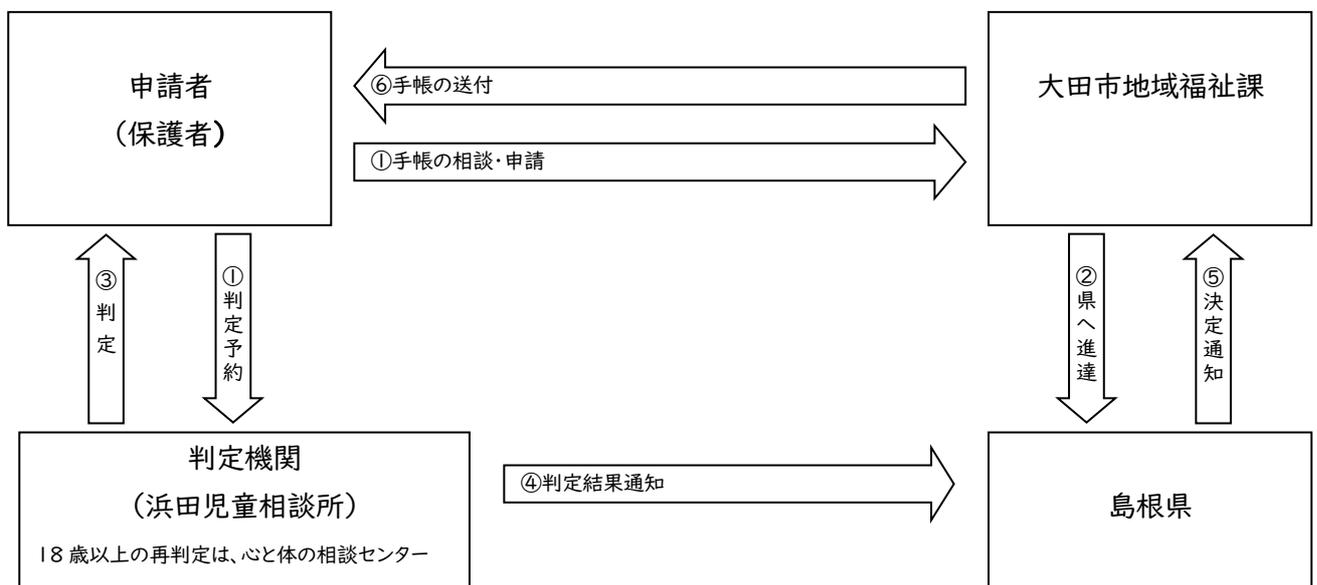
判定は、本人および説明ができる家族等関係者の同伴で、面接聴取を行います。

判定を受けるかたの年齢や判定の種類(新規判定・再判定)により、予約する機関が異なります。(下の一覧参照)

判定区分	18 歳未満のかた	18 歳以上のかた
はじめて判定をうけるとき (新規判定)	浜田児童相談所(浜田市) (電話:0855-28-3560)	
再判定をうけるとき ※	浜田児童相談所(浜田市) (電話:0855-28-3560)	心と体の相談センター(松江市) (電話:0852-32-5905)

※再判定の手続きは、療育手帳記載の『次の判定年月日』の概ね 3 か月前から可能です

■手帳交付までの流れ



■療育手帳についての手続き

下記の窓口で申請してください。

手帳の新規申請・再判定を行うときは、浜田児童相談所または心と体の相談センターの判定を受け、その判定結果に基づいて、交付が決定されます。

区分	申請書等(窓口設置)	申請書等以外に必要なもの
はじめて申請するとき	療育手帳交付等申請書	顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入)
手帳の再判定を行うとき	療育手帳交付等申請書	①療育手帳 ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入)
紛失したり破損したりしたとき	療育手帳交付等申請書	①療育手帳(破損時) ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入)
居住地・氏名・保護者が変わったとき	療育手帳記載事項変更届	療育手帳 ※他市町村への居住地の変更は転出先で行います
死亡したとき 不要になったとき	療育手帳返還届	療育手帳

顔写真は1年以内に撮影されたもので、半身・正面のものが必要です。(身体障がい者手帳のページ参照)

《再判定》

発達状況を系統的に把握し、一貫した指導を図るため、次回の判定時期が決められますので、その時期に再判定の申請をしてください。

ただし、状態の変化がある場合は、『次の判定年月日』を待たずに再判定を受けることができます。

■療育手帳の再判定が簡略化されました。

※平成28年4月から再判定の基準が下記のとおり変更となりました

対象者「18歳以上で一度でも判定を受けたかた」	変更後の「次の判定年月日」
①連続して2回「A」判定を受けているかた	再判定不要 ※今後の判定は不要となります
②50歳を過ぎてから一度でも判定を受けているかた	
③上記①②以外のかた	10年後(前回の判定年月日から起算して)
※上記①～③に該当し、「次の判定年月日」が変更となるかたでも、障がいの状態が変わったと思われる場合など、判定を希望する場合は、申請により、いつでも判定を受けることができます ※障がいの状態が変わる可能性があるかたは対象外です	

(経過措置)

現在の手帳に記載されている「次の判定年月日」は届け出により、上記の表のとおり市役所で変更できます。

■手続き窓口・お問い合わせ先

大田市役所地域福祉課 障がい者福祉係 電話:0854-83-8142、8143
 大田市役所温泉津支所 市民生活課 市民生活係 電話:0855-65-3934
 大田市役所仁摩支所 市民生活課 市民生活係 電話:0854-88-2113

(3) 精神障がい者保健福祉手帳

精神障がいのあるかたが、社会復帰や社会参加の促進や自立を図る支援を受けるため、本人の申請に基づき、島根県知事から交付されます。

高次脳機能障がいや発達障がいがあるかたも交付の対象です。

■精神障がい者保健福祉手帳の程度

障がいの程度によって1～3級(重度1級⇒軽度3級)に区分されます。

■精神障がい者保健福祉手帳についての手続き

手帳の交付は、申請されてから約1か月半かかります。

既に療育手帳を所有しているかたでも、精神障がい者保健福祉手帳交付の基準に該当する精神障がい者が認められる場合には、交付を受けることができます。

有効期間は2年間で、有効期限3か月前から更新申請が可能です。

有効期限後から6か月を過ぎると「新規申請」の扱いになります。ご注意ください。

区分	年金受給の有無	申請書等 (窓口設置)	申請書等以外に必要なもの
新規申請	精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とする年金を受けていない場合	精神障がい者保健福祉手帳申請書	①医師の診断書(手帳用) ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③マイナンバー関係書類
	精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とする年金を受けている場合	精神障がい者保健福祉手帳申請書	①障がい年金証書の写し(精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とするもの) <u>年金振込通知(ハガキ)</u> ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③同意書(年金受給確認用) ④マイナンバー関係書類
更新申請 有効期間:2年間 有効期限3か月前から手続き可能	精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とする年金を受けていない場合	精神障がい者保健福祉手帳申請書	①医師の診断書(手帳用) ※更新の結果、等級が変わる場合は、後日、顔写真の提出をお願いします。 ②マイナンバー関係書類
	精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とする年金を受けている場合	精神障がい者保健福祉手帳申請書	①障がい年金証書の写し(精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とするもの) <u>年金振込通知(ハガキ)</u> ②同意書(年金受給確認用) ③マイナンバー関係書類 ※更新の結果、等級が変わる場合は、後日、顔写真の提出をお願いします。
変更申請 障がいの状態が重くなったまたは軽くなったとき(手帳の有効期限内でも等級の変更はできます)	精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とする年金を受けていない場合	精神障がい者保健福祉手帳申請書	①医師の診断書(手帳用) ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③マイナンバー関係書類
	精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とする年金を受けている場合	精神障がい者保健福祉手帳申請書	①障がい年金証書の写し(精神障がい(知的障がいを除く)を支給事由とするもの) <u>年金振込通知(ハガキ)</u> ②顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ③同意書(年金受給確認用) ④マイナンバー関係書類

区分	申請書等(窓口設置)	申請書等以外に必要なもの
居住地や氏名が変わったとき	精神障がい者保健福祉手帳変更届・再交付申請書	①精神障がい者保健福祉手帳 ※他市町村への居住地の変更は転出先で行います ②マイナンバー関係書類
手帳を紛失したり、破損したとき	精神障がい者保健福祉手帳変更届・再交付申請書	①顔写真(半身、タテ4cm、ヨコ3cm・裏に氏名記入) ②精神障がい者保健福祉手帳(破損したときのみ) ③マイナンバー関係書類
死亡したとき 不要になったとき	-	精神障がい者保健福祉手帳 ※市へ返還してもらいます

顔写真は、1年以内に撮影されたもので半身・正面のものがが必要です。(身体障がい者手帳のページ参照)

顔写真付の手帳を持っているかたは、更新時に顔写真は必要ありません。

ただし、手帳の等級が変更になる場合は、顔写真が必要になります。

マイナンバー関係書類の詳細はP25をご覧ください。

■手続き窓口・お問い合わせ先

大田市役所地域福祉課 障がい者福祉係

電話:0854-83-8142、8143

大田市役所温泉津支所 市民生活課 市民生活係

電話:0855-65-3934

大田市役所仁摩支所 市民生活課 市民生活係

電話:0854-88-2113

4.福祉手当制度

【特別児童扶養手当】

20 歳未満の障がい児の父母又は養育者が、次の障がい程度に該当する児童を監護、養育する場合に支給されます。(令和5年4月現在)

区分	支給月額	支給月	対象の障がいの目安	詳細な障がい程度
1 級	53,700 円	4 月 8 月 11 月	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 1 級、2 級、3 級の 一部 <input type="checkbox"/> 療育手帳A <input type="checkbox"/> 同程度の障がいがある児童	1. ・ 両眼の視力がそれぞれ 0.03 以下のもの (矯正視力) ・ 一眼の視力が 0.04、他眼の視力が手動弁以下のもの (矯正視力) ・ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺 視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 28 度以下のもの ・ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 20 点以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが 100 デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障がいをするもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両上肢のすべての指の機能に著しい障がいをするもの 6. 両下肢の機能に著しい障がいをするもの 7. 両下肢の足関節以上で欠くもの 8. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいをするもの 9. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 10. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 11. 身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
2 級	35,760 円	4 月 8 月 11 月	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳 3 級および 4 級の 一部 <input type="checkbox"/> 療育手帳B <input type="checkbox"/> 同程度の障がいがある児童	1. ・ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの (矯正視力) ・ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの (矯正視力) ・ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の 1/4 視標による周辺 視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ 1/2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの ・ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが 90 デシベル以上のもの 3. 平衡機能に著しい障がいをするもの 4. そしゃくの機能を欠くもの 5. 音声または言語機能に著しい障がいをするもの 6. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指を欠くもの 7. 両上肢のおや指およびひとさし指または中指の機能に著しい障がいをするもの 8. 一上肢の機能に著しい障がいをするもの 9. 一上肢のすべての指を欠くもの 10. 一上肢のすべての指の機能に著しい障がいをするもの 11. 両下肢のすべての指を欠くもの 12. 一下肢の機能に著しい障がいをするもの 13. 一下肢を足関節以上で欠くもの 14. 体幹の機能に歩くことができない程度の障がいをするもの 15. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、または日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの 16. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 17. 身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの

2 級の認定を受けた後、療育手帳 (A 判定) や身体障がい者手帳 (概ね 2 級以上。ただし内部障がいを除く) の交付を受けた場合は、1 級の手当を受けられる場合があります。

【申請手続きに必要なもの】

- ① 戸籍謄本または抄本 (保護者と対象児童) ② 身体障がい者手帳・療育手帳等
- ③ 診断書 ④ 保護者名義の金融機関の通帳 ⑤ マイナンバー関係書類 (P25 参照)

【支給制限】

- ① 前年の所得が一定額以上の場合、支給停止となります (= 特別児童扶養手当の所得制限限度額表参照)
- ② 対象の児童が児童福祉施設等に入所している場合は、支給されません
- ③ 対象の児童が障がいを事由とする年金などを受けている場合は、支給されません

【特別児童扶養手当所得制限限度額表】

(単位:円)

扶養親族数	本人限度額		配偶者および扶養義務者限度額	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	6,420,000	4,596,000	8,319,000	6,287,000
1人	6,862,000	4,976,000	8,586,000	6,536,000
2人	7,284,000	5,356,000	8,799,000	6,749,000
3人	7,707,000	5,736,000	9,012,000	6,962,000
4人	8,129,000	6,116,000	9,225,000	7,175,000
5人	8,546,000	6,496,000	9,438,000	7,388,000

【障がい児福祉手当】

20歳未満で重度の障がいがあるため、日常生活で、常時の介護を必要とするかたに支給されます。

(令和5年4月現在)

支給月額	支給月	対象の障がいの目安	詳細な障がい程度
15,220円	2月 5月 8月 11月	<input type="checkbox"/> 身体障がい者手帳1級・2級程度 <input type="checkbox"/> 療育手帳A程度 <input type="checkbox"/> 同程度の障がいがある児童	1. 視力の良い方の眼の視力が0.02以下のもの(矯正視力) ・ 視力の良い方の眼の視力が0.03以下のもの、又は視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものであり(矯正視力)、かつ、両眼による視野が2分の1以上欠損したもの 2. 両耳の聴力が補聴器を用いても音声を識別することができない程度のもの 3. 両上肢の機能に著しい障がいを有するもの 4. 両上肢のすべての指を欠くもの 5. 両下肢の用を全く廃したもの 6. 両大腿を2分の1以上失ったもの 7. 体幹の機能に座っていることができない程度の障がいを有するもの 8. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 9. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの 10. 身体の機能の障がい若しくは病状または精神の障がい重複する場合であって、その状態が前各号と同程度以上と認められる程度のもの
【申請手続きに必要なもの】 ※①、②は省略することも出来ます(確認の同意が得られる場合) ①住民票(世帯全員) ②戸籍謄本または抄本(対象児童) ③診断書 ④本人名義の金融機関の通帳 ⑤マイナンバー関係書類(P25参照)			
【支給制限】 ①前年の所得が一定額以上の場合は、支給停止となります(=障がい児福祉手当の所得制限限度額表参照) ②対象の児童が児童福祉施設等に入所している場合は、支給されません ③対象の児童が障がいを事由とする年金などを受けている場合は、支給されません			

特別児童扶養手当を申請された場合、特別児童扶養手当用の診断書の写しで障がい児福祉手当を申請することもできます。ただし、特別児童扶養手当が認定されても、障がい児福祉手当が認定されるとは限りません。(審査の結果、却下となる場合もあります)

【特別障がい者手当】

20歳以上で著しく重度の障がいがあるため、日常生活で、常時特別の介護を必要とするかたに支給されます。
(令和5年4月現在)

支給月額	支給月	対象の障がいの目安	障がいの程度
27,980円	2月	<input type="checkbox"/> 障がい基礎年金1級程度の障がい重複	障がいの程度が次のどれかに該当する場合に支給される。 ①下記の障がい2つ以上ある。 ②下記の障がい1つあり、その他に下記に記載されているより軽い障がい2つ以上ある。 ③肢体障がい、内部障がい(心臓・腎臓・呼吸器障がい等)、精神障がいのうち1つの障がいがあり、それが最も重度である。 1. 両眼の視力がそれぞれ0.03以下のもの(矯正視力) ・視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの(矯正視力) ・ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の1/4視標による周辺視野角度の和がそれぞれ80度以下かつ1/2視標による両眼中心視野角度が28度以下のもの ・自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの 2. 両耳の聴力レベルが100デシベル以上のもの 3. 両上肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両上肢のすべての指を欠くもの若しくは両上肢のすべての指の機能に著しい障がいを有するもの 4. 両下肢の機能に著しい障がいを有するものまたは両下肢を足関節以上で欠くもの 5. 体幹の機能に座っていることができない程度または立ち上がることができない程度の障がいを有するもの 6. 前各号に掲げるもののほか、身体の機能の障がいまたは長期にわたる安静を必要とする病状が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの 7. 精神の障がいであって、前各号と同程度以上と認められる程度のもの
	5月	<input type="checkbox"/> 障がい基礎年金1級程度の障がいがあり、かつ、障がい基礎年金2級相当の障がい重複または日常生活動作能力が低い	
	8月		
	11月	<input type="checkbox"/> 常時寝たきりや日常生活がほとんどできない精神障がい者で上記に準じる程度	

【申請手続きに必要なもの】 ※①、②は省略することも出来ます(確認の同意が得られる場合)

- ①住民票(世帯全員) ②戸籍謄本または抄本(対象者本人) ③診断書
- ④年金などの収入金額が分かる書類(例「年金額改定通知書」や「年金支払(振込)通知書」の写し)
- ⑤本人名義の金融機関の通帳 ⑥マイナンバー関係書類(P25参照)

【支給制限】

- ①前年の所得が一定額以上の場合、支給停止となります(=特別障がい者手当の所得制限限度額表参照)
- ②対象者が社会福祉施設等に入所している場合は、支給されません
- ③対象者が病院に継続して3か月を超えて入院している場合は、支給されません

【障がい児福祉手当、特別障がい者手当所得制限限度額表】

(単位:円)

扶養親族数	本人限度額		配偶者および扶養義務者限度額	
	収入額	所得額	収入額	所得額
0人	5,180,000	3,604,000	8,319,000	6,287,000
1人	5,656,000	3,984,000	8,586,000	6,536,000
2人	6,132,000	4,364,000	8,799,000	6,749,000
3人	6,604,000	4,744,000	9,012,000	6,962,000
4人	7,027,000	5,124,000	9,225,000	7,175,000
5人	7,449,000	5,504,000	9,438,000	7,388,000

■手続き窓口・お問い合わせ先

- 大田市役所地域福祉課 障がい者福祉係 電話:0854-83-8142、8143
- 大田市役所温泉津支所 市民生活課 市民生活係 電話:0855-65-3934
- 大田市役所仁摩支所 市民生活課 市民生活係 電話:0854-88-2113

5.生活福祉資金

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対して、民生委員や社会福祉協議会が協力して、その世帯の自立を図ることを目的とする貸付制度です。

総合支援資金	失業などで日常生活に困難を抱えており、生活の建て直しのために継続的な相談支援を行い、生活費などを貸し付ける資金 ○生活支援資金 ○住居入居費 ○一時生活再建費
福祉資金	低所得世帯、障がい者世帯または高齢者世帯で、日常生活を送るうえで、または自立生活に資するために一時的に必要な経費として貸し付ける資金 ○技術習得の経費 ○住宅改修の経費 ○一時的に必要な経費 など
緊急小口資金	緊急的かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける資金 10万円以内
教育支援資金	低所得世帯に対し、高等学校などへの就学するのに必要と見込まれる資金 ○教育支援費 (1) 高等学校(専修学校高等課程を含む) 月額3万5千円以内 (2) 高等専門学校 月額6万円 以内 (3) 短期大学・専門学校(専修学校専門課程を含む) 月額6万円 以内 (4) 大学 月額6万5千円以内 ○就学支度費 入学に必要な経費 上限50万円
不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付けるもの

◇返済期間、貸付金利率、貸付限度額などは資金の種類により異なります。

◇資金別の要件や世帯収入の基準を設けており、他の公的資金が優先となります。

◇経済的自立を支援するため、世帯の家計状況等について詳しく伺います。

◇借入申込時には、民生委員の意見書が必要となり、償還期間においても民生委員含め関係機関と連携し相談支援を行う貸付です。

◇資金の種類により、借入申込まで数回の面談を要するものがあります。

◇申込から審査結果が出るまで約1~2ヶ月かかり、結果によっては貸付できない場合があります。

◇総合支援資金、緊急小口資金は、原則として自立相談支援事業の利用を貸付の要件とします。

■手続き窓口・お問い合わせ先

生活サポートセンターおおだ 電話:0854-82-0820

大田市社会福祉協議会本所 電話:0854-82-0091

温泉津支所 電話:0855-65-3950

仁摩支所 電話:0854-88-4421

6.障がい年金・心身障がい者扶養共済

■障がい年金

区分	対象者、要件	支給月	窓口
障がい基礎年金 (1級、2級)	国民年金加入中あるいは20歳前に障がい者になったかた(初診日が60歳以上65歳未満で老齢基礎年金を受給されていない国内在住のかたも対象となります)	2月、4月、6月 8月、10月、12月	大田市役所市民課保険年金係 日本年金機構出雲年金事務所
障がい厚生年金 (1級、2級、3級)	厚生年金加入中の病気やケガがもとで障がい者になったかた	2月、4月、6月 8月、10月、12月	日本年金機構出雲年金事務所
障がい共済年金 (1級、2級、3級)	共済年金加入中の病気やケガがもとで障がい者になったかた	2月、4月、6月 8月、10月、12月	各共済組合

□障がい年金等級の程度

- 1級 … 他人の助けを借りないと生活できない状態
- 2級 … 他人の助けは要らないが、日常生活がかなり制限を受ける状態
- 3級 … 制限を受けながらも働ける状態

※身体障がい者手帳等との等級とは異なります

□年金受給の要件

障がいの状態が定められた基準に該当し、そのときの年金の加入状況等、一定の納付要件を満たしている場合に支給されます。(20歳未満で障がい者になられた場合は、保険料を支払ってなくても支給されます。)本人や家族だけで調べることは難しいので、かかりつけの医療機関や手続き窓口等にお問い合わせください。

【年金の加入状況等、一定の納付要件を満たしている場合】

- ① 初診日当時、前々月までの保険料納付済期間または保険料免除期間が加入期間の2/3以上であること。
- ② 初診日当時、前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと。

□障がい基礎年金額(国民年金)(令和5年4月1日現在)

区分	年額
障がい基礎年金1級(国民年金)	993,750円
障がい基礎年金2級(国民年金)	795,000円

〔障がい年金の請求時期について〕

初診日から1年6か月を経過した日、または1年6か月以内に症状が固定した日(障がい認定日)以降に請求できます。詳しくは『手続き窓口』に、お問い合わせください。

■手続き窓口・お問い合わせ先

大田市役所市民課 保険年金係	電話:0854-83-8154
大田市役所温泉津支所 市民生活課 市民生活係	電話:0855-65-3934
大田市役所仁摩支所 市民生活課 市民生活係	電話:0854-88-2113
日本年金機構出雲年金事務所(お客様相談室)	電話:0853-24-0045
ねんきんダイヤル	電話:0570-05-1165

■心身障がい者扶養共済制度

障がいのあるかたを扶養している保護者が、自らの生存中に毎月一定の掛金を納めることにより、保護者に万一（死亡・重度障がい）のことがあったとき、障がいのあるかたに終身一定額の年金を支給する制度です。

□加入できる対象者

心身障がい者の保護者で、次の条件を全て満たすかた

(1) 年齢が 65 歳未満のかた (2) 県内に住所があるかた (3) 特別な疾病や障がいがないかた

□共済の対象となる心身障がい者

下記のいずれかに該当する障がいのあるかたで、将来独立自活することが困難であると認められるかた

(1) 知的障がい者

(2) 身体障がい者手帳を所持し、その障がい が 1 級から 3 級までに該当するかた

(3) 精神または身体に永続的な障がいのあるかたで、その障がいの程度が (1) または (2) のかたと同程度と認められるかた

□掛金月額〔1 口あたり〕(令和 5 年 4 月 1 日現在)

加入時の年齢	月額	加入時の年齢	月額
35 歳未満	9,300 円	50 歳以上 55 歳未満	18,800 円
35 歳以上 40 歳未満	11,400 円	55 歳以上 60 歳未満	20,700 円
40 歳以上 45 歳未満	14,300 円	60 歳以上 65 歳未満	23,300 円
45 歳以上 50 歳未満	17,300 円		

※心身障がい者 1 人につき 2 口まで加入できます

<掛金減免制度>

掛金の納付が困難なかた等に対して、掛金の減免を行っています。詳しくは下記連絡先へお問い合わせください。

□支給される年金・弔慰金等(令和 5 年 4 月 1 日現在)

【支給される年金】加入者が死亡、または重度障がいになったとき、心身障がい者に支給されます。

加入数	月額
1 口	20,000 円
2 口	40,000 円

【弔慰金】心身障がい者が加入者の生存中に死亡したとき支給されます。(いずれも平成 20 年度以降加入の場合の金額)

加入期間	支給額(1口につき)
1 年以上 5 年未満	50,000 円
5 年以上 20 年未満	125,000 円
20 年以上	250,000 円

※既にお支払いになられた掛金は返還されません

【脱退一時金】加入期間 5 年以上のかたが脱退したときに支給されます。(いずれも平成 20 年度以降加入の場合の金額)

加入期間	支給額(1口につき)
5 年以上 10 年未満	75,000 円
10 年以上 20 年未満	125,000 円
20 年以上	250,000 円

※既にお支払いになられた掛金は返還されません

■手続き窓口・お問い合わせ先 島根県健康福祉部障がい福祉課 電話:0852-22-6686

7.各種医療費助成制度

■ 自立支援医療(精神通院医療)

内容	精神疾患で通院治療を受けている場合に、医療費の自己負担を軽減する制度です(自己負担が原則1割になります)。	
対象者	精神疾患の治療のため、医療機関に通院しているかた	
手続きに必要なもの等	新規・継続(再認定)	①診断書(自立支援医療用)※再認定の場合は2年に1度 ②医療保険証 ③収入状況がわかる書類(世帯が市民税非課税の場合、障がい年金等の振込通知、預貯金通帳の写し) ④受給者証(新規を除く) ⑤自立支援医療費支給認定申請書(窓口設置) ⑥マイナンバー関係書類(P25参照)
	受給者証の記載内容変更	①受給者証 ②自立支援医療費支給認定申請書(窓口設置) ③医療保険証(加入保険変更の場合) ④マイナンバー関係書類(P25参照)
更新手続き留意事項	継続して自立支援医療(精神通院医療)の適用を受ける場合は、1年ごとの更新が必要です。受給者証の有効期間満了の3か月前から更新手続きが可能です。	
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

■ 大田市精神障がい者通院医療費助成制度

内容	自立支援医療(精神通院医療)受給者が、自己負担する精神通院医療にかかる総医療費(診療費、薬剤費)の半額を市の単独事業として助成します。	
対象者	大田市に住所を有し、自立支援医療(精神通院医療)受給者証の交付を受けているかた	
手続きに必要なもの	申請	①受給者証 ②本人名義の金融機関の通帳 ③精神障がい者通院医療費助成申請書(窓口設置)※口座等に変更がある場合は、その都度変更申請が必要です
	請求	①領収書および自己負担上限額管理票(医療機関が1か所の場合は、管理票はありません) ②精神障がい者通院医療費助成請求書(窓口設置)※請求期間は診療月の翌月から1年以内
注意事項	福祉医療費の助成がある場合は、その助成額と調整して支払います。	
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

■ 自立支援医療(更生医療)

内容	身体上の障がいを軽くしたり、取り除いたりし、日常生活を容易にするために必要な医療費の一部を公費により負担する制度です(自己負担が、原則1割になります)。	
対象者	身体障がい者手帳の交付を受けている18歳以上のかたで、給付の対象となる医療を受けるかた(18歳未満の児童は育成医療の対象)	
給付の対象となる主な医療	視覚障がい (角膜移植術、水晶体摘出術、網膜剥離手術など)	腎臓機能障がい(人工透析、腎移植術など)
	聴覚・平衡障がい(外耳道形成術、鼓膜剥離術など)	小腸機能障がい(中心静脈栄養法など)
	音声、言語、そしゃく機能障がい (口蓋形成術、歯科矯正術など)	免疫機能障がい(抗HIV療法、免疫調節療法等)
	肢体不自由(人工関節置換術、骨切術、理学療法など)	肝臓機能障がい(肝移植術、抗免疫療法など)
	心臓機能障がい (人工弁置換術、ペースメーカー埋込術など)	
手続きに必要なもの	①診断書(指定自立支援医療機関担当医作成) ②医療保険証 ③収入状況がわかる書類(世帯が市民税非課税の場合、障がい年金等の振込通知、預貯金通帳の写し) ④自立支援医療費支給認定申請書(窓口設置) ⑤マイナンバー関係書類(P25参照)	
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

■ 自立支援医療（育成医療）

内容	身体に障がいのある児童が障がいを軽減するために行う手術などにかかる医療費の一部を公費により負担する制度です（自己負担が、原則 1 割になります）。	
対象者	18 歳未満の児童であって、身体上の障がいや疾患への医療を行わないと将来において一定の障がいを残すと認められ、手術などで確実な治療効果を期待できること。	
給付の対象となる主な疾患	肢体不自由（先天性股関節脱臼、先天性内天足など）	腎臓機能障がい（人工透析など）
	視覚障がい（斜視、眼瞼下垂症、先天性白内障など）	小腸機能障がい
	聴覚・平衡機能障がい（外耳道閉鎖、慢性中耳炎など）	免疫機能障がい（HIV感染症）
	音声・言語・そしゃく機能障がい（口蓋裂、口唇裂など）	肝臓機能障がい
	心臓機能障がい（心室中隔欠損症、ファロー四徴症など）	その他の先天性内臓障がい
手続きに必要なもの	①診断書（指定自立支援医療機関担当医作成） ②医療保険証 ③収入状況がわかる書類（世帯が市民税非課税の場合、障がい年金等の振込通知、預貯金通帳の写し） ④自立支援医療費支給認定申請書（窓口設置） ⑤マイナンバー関係書類（P25 参照）	
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

※自立支援医療にかかる 1 か月の利用者負担

- ・世帯の所得水準等に応じて、下表の『負担上限月額』が負担となります。ただし、医療機関や薬局での支払額（医療費の 1 割）の合計が『負担上限月額』に満たない場合は、窓口での支払額が 1 か月の負担額となります。
- ・「世帯」とは住民票上の家族ではなく、対象者と同じ医療保険に加入している家族です。
- ・精神通院医療については、入院時の医療費は給付の対象になりません。
- ・対象となる自立支援医療以外の医療や受給者証に記載された医療機関以外での受診、あるいは診断書作成費（文書料）は、給付の対象になりません。

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得 1	市民税非課税世帯（本人収入 ≤ 80 万円）	2,500 円
低所得 2	市民税非課税世帯（本人収入 > 80 万円）	5,000 円
中間所得 1（重度かつ継続）	市民税課税世帯（市民税所得割 < 3 万 3 千円）	5,000 円
中間所得 2（重度かつ継続）	市民税課税世帯 （3 万 3 千円 ≤ 市民税所得割 < 23 万 5 千円）	10,000 円
一定所得以上（重度かつ継続）	市民税課税世帯（市民税所得割 ≥ 23 万 5 千円）	20,000 円

■福祉医療制度

重い障がいのあるかたなどに対し、医療費の自己負担分に対して助成を行います。

□福祉医療対象者(障がい関係のみ記載しています)

対象者	所得制限	申請に必要な書類
身体障がい者手帳 1、2 級所持者	特別障がい者手当の所得制限を準用 (20 歳以上のかたのみ)	身体障がい者手帳、医療保険証、所得調査書
療育手帳A所持者	特別障がい者手当の所得制限を準用 (20 歳以上のかたのみ)	療育手帳、医療保険証、所得調査書
65 歳以上で3 か月以上臥床し、他人の介護が必要なかた	特別障がい者手当の所得制限を準用	要介護 5 の介護保険被保険者証の写しまたは主治医・民生委員意見書、医療保険証、所得調査書
身体障がい者手帳 3、4 級所持者で、かつ IQ50 以下のかた	特別障がい者手当の所得制限を準用 (20 歳以上のかたのみ)	身体障がい者手帳、認定判定書、医療保険証、所得調査書
精神障がい者保健福祉手帳所持者	特別障がい者手当の所得制限を準用 (20 歳以上のかたのみ)	精神障がい者保健福祉手帳(必須)、身体障がい者手帳または認定判定書、医療保険証、所得調査書
精神 1 級所持者		
精神 2 級かつ身障 3、4 級所持者 精神 2 級かつ IQ50 以下のかた		

□ひとつの医療機関における福祉医療の負担上限月額

対象者	入院	入院外
20 歳未満の対象者(10 月 1 日時点)	2,000 円	1,000 円
20 歳以上の対象者	住民税非課税世帯	1,000 円
	住民税課税世帯	6,000 円

※薬局での本人負担はありません

※一つの医療機関でも医科と歯科は別々の医療機関とみなします

※入院した時の食事代や室料は別に自己負担となります

■後期高齢者医療

75 歳以上のかた(要件 1)は、それまで加入していた国民健康保険・健康保険組合・共済組合などから後期高齢者医療制度に移ることになります。

要件 2 に該当するかたは、申請することにより後期高齢者医療の早期適用を受けることができます。

(後期高齢者医療の早期適用を受けることで医療費の負担割合や保険料額が下がる場合があります。)

要件 1	75 歳以上のかた
要件 2	<p>寝たきりなど一定の障がい(次の 1~4 のいずれかに該当する)があると認定された 65 歳以上 75 歳未満のかた</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 国民年金法における障がい年金 1 級および 2 級 2. 精神障がい者保健福祉手帳 1 級および 2 級 3. 療育手帳「A」 4. 身体障がい者手帳 3 級以上および 4 級の次の 4 つの障がい <ol style="list-style-type: none"> ① 音声言語機能の著しい障がい ② 両下肢のすべての指を欠く ③ 一下肢の下腿 1/2 以上を欠く ④ 一下肢の機能の著しい障がい <p>※申請して島根県後期高齢者医療広域連合から認定を受けることが必要です</p>

窓口	大田市役所市民課保険年金係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係
----	--

8.通院交通費助成・手話通訳者等派遣・外出支援制度

■人工透析通院交通費助成事業

概要	人工透析療法の治療を受けるために通院に要する交通費の助成を行います。	
対象者	じん臓機能障がいによる身体障がい者手帳を所持する人工透析療法中の通院患者	
事業内容	通院に要する交通費の助成を行います。 助成費は、通院交通費の一部(バス 1/4、鉄道 1/2、病院独自の送迎バス 1/2)とし、1 か月 20,000 円を上限に助成します。※通院距離が片道 2km 以上が対象 また、週 2 日以上、個人でタクシーを利用して当該治療に通っている場合、通院距離に応じてタクシー料金の一部を助成します。(乗車 1 回につき 500 円を助成し、通院距離に応じて 96 回を限度とします)	
手続きに必要なもの等	交通費助成申請	身体障がい者手帳(じん臓機能障がい)、本人名義の金融機関の通帳
	医療機関受診	「通院証明書」の記載依頼をする(3 か月に 1 回)
	助成金の請求	助成金交付申請・「通院証明書」または領収書の写し・通院証明にかかる文書料の領収書・タクシー通院助成管理票を提出。 (毎年 6 月、9 月、12 月、3 月にそれぞれ前 3 か月分を請求してください)
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

■障がい者等福祉タクシー利用料金助成事業

概要	重度の身体障がい者、重度の知的障がい者、あるいは、精神障がい者が社会参加・通院等のために利用するタクシー利用料金を助成します。	
対象者	身体障がい者手帳 1・2 級、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳 1～3 級 (療育手帳と精神障がい者保健福祉手帳については、有効期限等内のものに限る)	
事業内容	タクシー利用券を交付します。1 枚につき 500 円の割引。年間 24 枚。 利用料金に応じて、1 回に 2 枚までの使用が可能です。(1,000 円以上の利用料金の場合)	
手続きに必要なもの等	利用券交付申請	申請書(窓口設置)、身体障がい者手帳、療育手帳または精神障がい者保健福祉手帳 ※該当の障がい者手帳を 2 種類以上お持ちのかたは、全てご持参ください
	タクシー利用時	タクシーの運賃を支払う時に、該当の「障がい者手帳」を呈示し利用券を渡す。
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

■移動支援事業(地域生活支援事業)

概要	屋外での移動が困難な障がい児者に対してヘルパー等を派遣して移動支援を行います。	
対象者	障がい者(身体、知的、精神、難病等)、障がい児等	
事業内容	対象者にヘルパーを派遣し、外出する際の介助等を行います。	
手続きに必要なもの等	申請書(窓口設置)、障がい者手帳(身障、療育、精神) 特定医療費(指定難病)受給者証	
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係、温泉津支所市民生活課市民生活係、仁摩支所市民生活課市民生活係	

■手話通訳者等派遣事業(地域生活支援事業)

概要	聴覚障がい者等が手話通訳者等の派遣を通じて、地域での社会生活を営むうえでの支援を行います。
対象者	聴覚障がい者および言語機能障がい者、公的機関および障がい者団体、利益を目的としない催事主催者
事業内容	コミュニケーションを図る必要のあるかたの申し出により、登録された手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 聴覚障がい者の個人利用は無料
利用手続き	派遣申込書により、原則として派遣の日の1週間前までに大田市役所地域福祉課に提出。
窓口	大田市役所地域福祉課障がい者福祉係 電話:0854-83-8142、8143 FAX:0854-82-9730

■重度身体障がい者移動支援事業(地域生活支援事業)

概要	車いす利用者で一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者に対して、リフト付自動車による外出支援を行います。大田市社会福祉協議会へ委託。
対象者	車いす利用者で一般の交通手段を利用することが困難な身体障がい者
事業内容	リフト付自動車による外出支援を行います。 利用範囲は、市内。月3回までの利用が可能。利用料金は無料。
窓口	大田市社会福祉協議会 電話:0854-82-0091

■福祉バス運行事業(大田市社会福祉協議会)

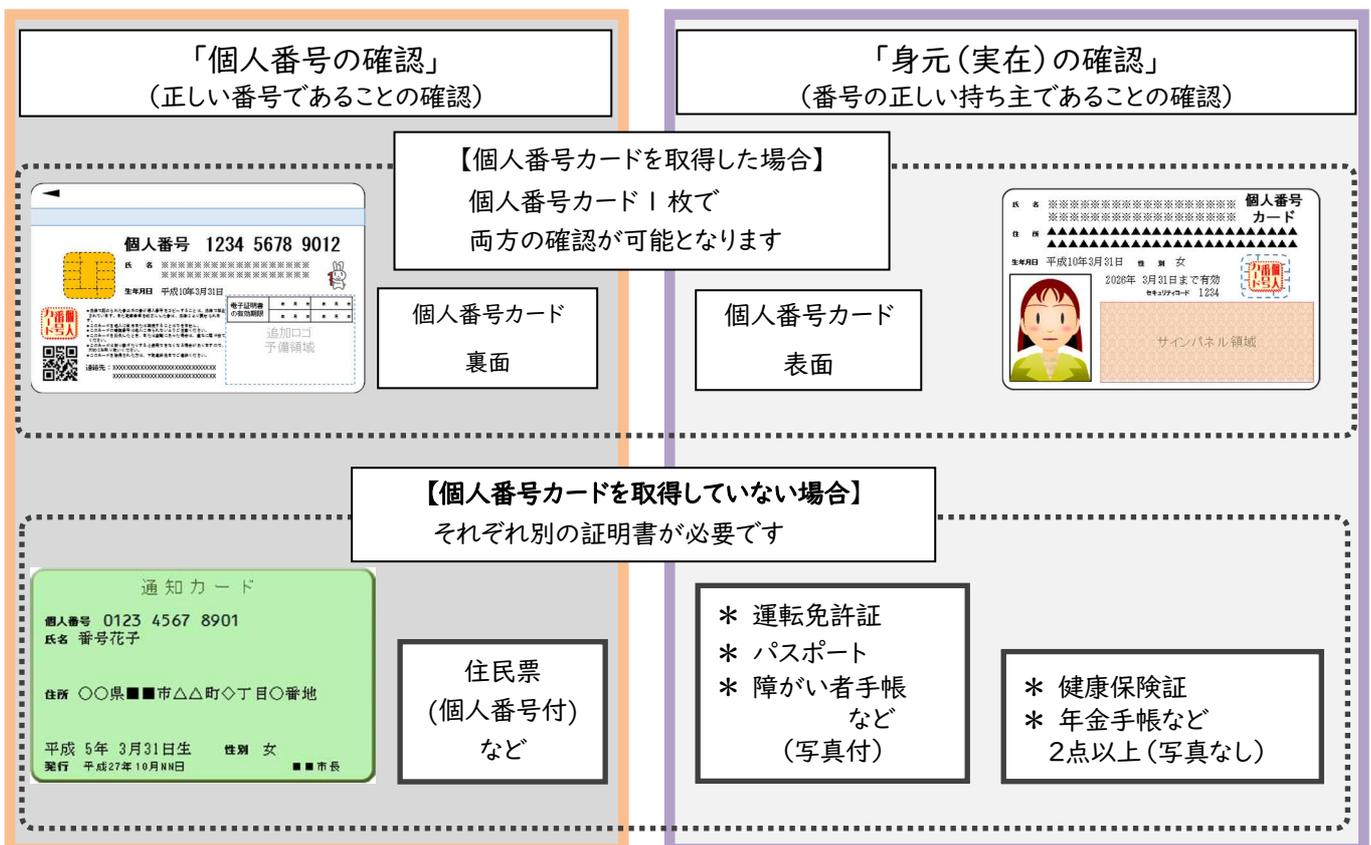
目的	大田市に在住する高齢者や障がい者及び母子・父子等の団体が行う福祉活動の活性化や広域活動を支援するために福祉バスを運行しています。
対象者	(1)大田市に在住する高齢者、障がい者及び母子・父子等の福祉活動を行う団体で、大田市社会福祉協議会に登録している団体 (2)大田市社会福祉協議会会長が認める団体
事業内容	上記の団体が福祉活動の活性化や広域活動を行う際に、福祉バスの運行を行います。 運行区域は島根県内で、日帰りの運行に限ります。 利用料金は無料です。 ただし、その日に消費した燃料代、有料道路利用料、駐車料金等は、利用者の負担とします。
窓口	大田市社会福祉協議会 電話:0854-82-0091

9.マイナンバー関係書類等

■マイナンバーの記載が必要な手続きには以下の書類が必要になります。

来庁者	必要書類
本人	【個人番号カードをお持ちの場合】 ①個人番号カード 【個人番号カードをお持ちでない場合】 ②通知カードまたは住民票（個人番号記載あり） ③本人確認ができるもの（写真付証明書1点または、写真なし証明書2点が必要になります。）
同一世帯員	申請者本人の個人番号が確認できるもの《上記①または②》 来庁者の本人確認ができるもの《上記①または③》
任意代理人	申請者本人の個人番号が確認できるもの《上記①または②》 来庁者の本人確認ができるもの《上記①または③》 代理権の確認書類（『委任状』または『障がい者手帳や保険証など本人しか持ちえない書類』）
法定代理人	申請者本人の個人番号が確認できるもの《上記①または②》 来庁者の本人確認ができるもの《上記①または③》 代理権の確認書類 ＊登記事項記載証明書（3ヶ月以内のもの、コピー可）

【マイナンバーの確認と本人確認の方法】



10.障がい者総合支援法の概要

1.障がい者の福祉サービスを一元化

(1)給付の対象

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、障がい児、難病等患者を給付の対象とし、障がいの種別に問わず共通の福祉サービスを提供します。

(2)自立支援給付等の内容

①障がい福祉サービス(介護給付)

日常生活上または療養上、継続的に必要な介護支援です。

②障がい福祉サービス(訓練等給付)

地域生活を行うための、身体的・社会的なリハビリテーションや就労に繋がる訓練的支援です。

③地域相談支援給付(地域移行支援、地域定着支援)

入院・入所している障がい者が、地域で安心して暮らすための支援です。

④補装具給付

障がい部位の補完や機能維持のための用具の購入、借受け、修理にかかる給付です。

⑤療養介護医療、自立支援医療

療養介護医療 ~ 療養介護サービスを受ける場合の医療給付です。

自立支援医療 ~ 精神通院医療、更生医療、育成医療があります。

⑥地域生活支援事業

一般的な相談支援、移動支援、日常生活用具給付など、地域の実情に応じて対応する事業です。

2.利用の手続きや基準の透明化・明確化

(1)障がい支援区分の認定と支給決定 ※介護給付の利用には、障がい支援区分の認定が必要です

障がいの多様な特性や心身の状態に応じて、必要とされる標準的な支援の度合を示す「障がい支援区分」の認定をします。認定は「大田市障がい支援区分認定審査会」の審査と判定に基づきます。

(2)ケアマネジメント(計画相談支援)

適切な支給決定のため、「サービス等利用計画」を作成する必要があります。

3.所得に応じた1か月の利用者負担

サービスを利用した場合、利用者の所得水準等に応じた費用負担が発生します(負担上限月額)。ただし、サービス費用の1割に相当する額が負担上限月額より低い場合は、1割相当が負担月額となります。

なお、利用施設における食費や光熱水費等は、実費負担となります。(別途、軽減措置あり)

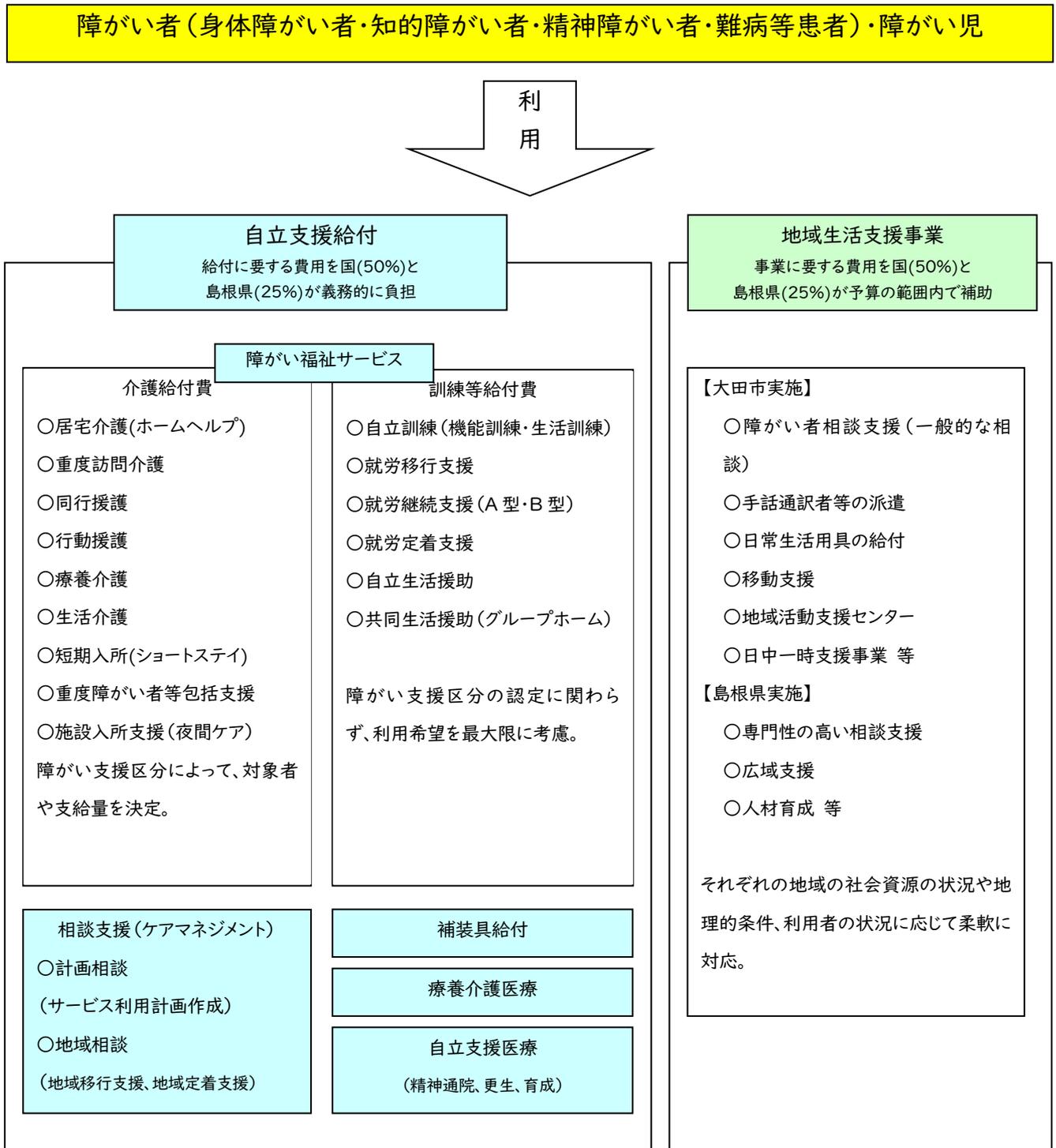
4.障がい福祉計画によるサービスの確保

県及び市は、国の基本方針に即した「障がい福祉計画」を定め、サービス提供体制を確保します。

☆サービス利用にかかる注意事項

原則、労災補償制度、医療保険制度、年金制度、介護保険制度等で同様のサービスが利用できる場合は、その制度での給付が優先します。(他法優先の原則)

《自立支援給付、地域生活支援事業体系図》



11.障がい福祉サービス等の利用手続き

■利用手続き

1. 相談

サービス利用を希望する場合、相談支援事業者または市（地域福祉課、各支所市民生活課）にご相談ください。

- ◇障害者地域生活支援センターせいふう 電話:0854-82-5308
- ◇亀の子サポートセンター 電話:0854-83-7278
- ◇大田市役所地域福祉課 電話:0854-83-8142、8143

※相談支援事業者は、サービスの申請相談、サービス等利用計画の作成、サービス事業者との連絡調整などを行います。利用料金は無料ですが、利用に先立ち契約が必要です

2. 申請、調査

サービスが必要な場合は、地域福祉課に申請してください。申請時には利用者負担額を認定するための所得状況の申告が必要です。申請後、生活や障がいの状況に関する調査が行われます。

3. 審査、判定

調査結果等を勘案し、審査会において審査・判定が行われ、標準的な支援の度合（障がい支援区分）が決められます。

障がい支援区分は、障がい者等の障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を示したものです。さまざまな障がいの特性を鑑みて作成された80項目の調査を行い、障がい支援区分認定審査会の審査・判定により、支援の度合に応じて、「非該当」もしくは「区分1から区分6」の6段階で認定されます。（区分6が最重度）

4. サービス等利用計画案の提出

障がい支援区分が認定されれば、「サービス等利用計画案」を相談支援事業者より提出していただきます。

5. 支給決定

計画案等を勘案しながら、サービスの支給決定が行われます。障がい支援区分や介護するかたの状況、申請者の要望等を勘案し、サービスの支給期間・支給量・利用者負担額等を決定し、「受給者証」が交付されます。

6. サービス等利用計画作成、利用契約

「受給者証」の交付後、希望するサービス提供事業者を選び、利用契約をします。契約の前に、本人・サービス事業者・相談支援事業者が集まり、サービス担当者会議を開きます。この結果を受けて、正式な「サービス等利用計画」が作成されます。

7. サービス利用の開始、支払い

契約に基づき、事業者や施設からサービスの提供を受けます。サービス提供後、利用者負担額を事業者等に支払います。

■相談からサービス利用開始までの流れ(フロー図)

<介護給付サービスを希望する場合>

障がい支援区分の認定に基づき、サービスの内容、支給量が決定されます。

<訓練等給付を希望する場合>

本人の状況等を調査して支給量が決定されます。(障がい支援区分の認定は不要です)

<地域相談支援(地域移行支援・地域定着支援)を希望する場合>

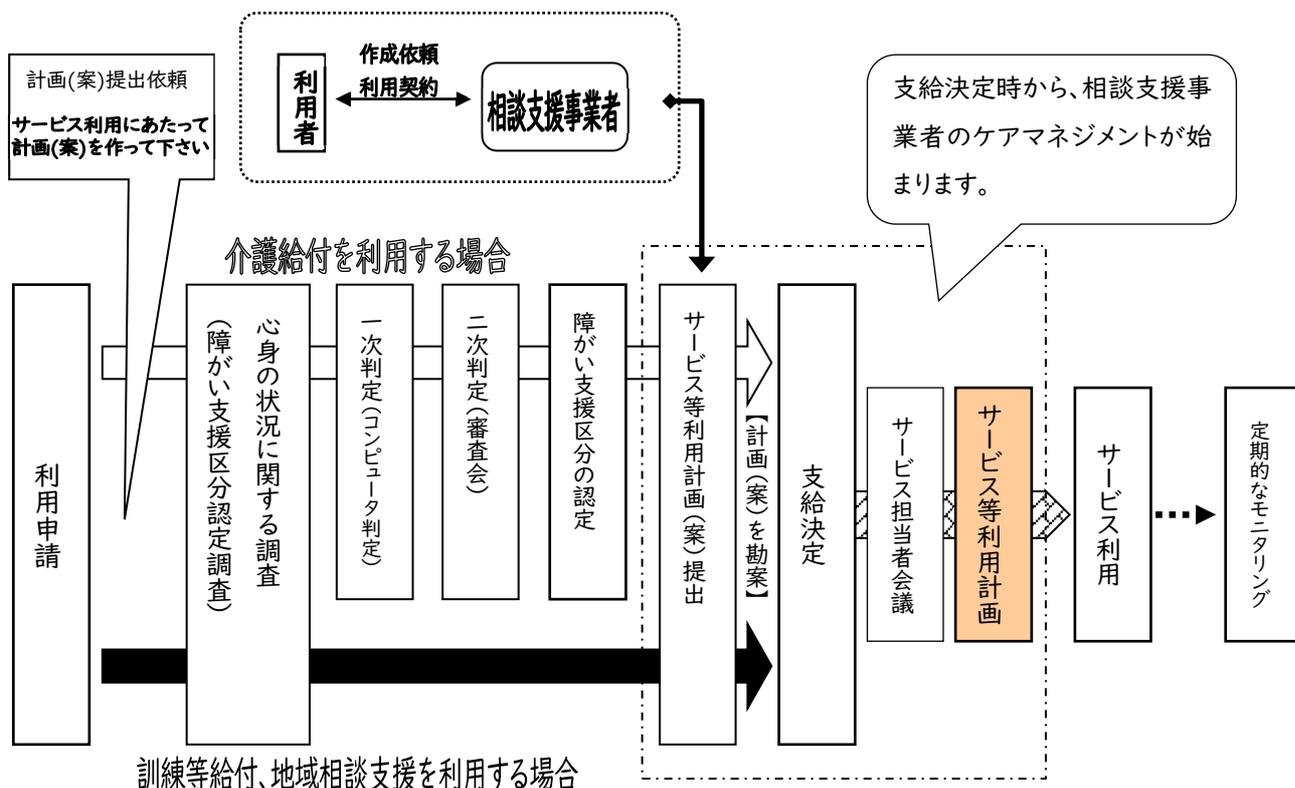
本人の状況等を調査し、サービスが必要と認められた場合、支給決定されます。(障がい支援区分の認定は不要です)

<計画相談(サービス等利用計画作成、モニタリング)>

指定を受けた特定相談支援事業者が、利用者の援助方針や解決すべき課題を踏まえ、適切なサービスの組み合わせ等を検討して『サービス等利用計画』を作成します。サービス利用開始後、一定期間ごとにモニタリングを行います。(進捗状況、計画変更の必要性、本人の状況等を確認)

(サービス等利用計画の作成にあたり)

サービス等利用計画は、利用者本人(もしくは家族)が作成するか、相談支援事業者に作成依頼することになります。作成依頼する場合は、事前に相談支援事業者に連絡し、双方合意のもと利用契約を結んでください。そのうえで、市役所に書類(計画相談支援給付申請書、依頼届出書)を提出してください。



■障がい福祉サービス等にかかる1ヶ月の利用者負担

[利用者負担の原則]

1. 介護給付や訓練等給付を利用した場合、サービスの種類や利用回数等に関わらず、所得水準等に応じて下表の『負担上限月額』を負担します。

ただし、サービス費用の1割に相当する額が『負担上限月額』より低い場合は、サービス費用の1割に相当する額が利用者負担額となります。

地域相談支援（地域移行支援、地域定着支援）や計画相談支援を利用した場合は、そのサービスに対する利用者負担はありません。

2. 食費や光熱水費等は、実費負担です。

ただし、所得に応じて、次の軽減措置が図られます。

①入所施設を利用しているかたへの補足給付

入所施設を利用している、生活保護受給者や低所得者に対して、補足給付が支給されます。

補足給付により、食費等が軽減されます。

②通所施設等の食費負担の軽減

食費のうち、人件費相当分は給付され、食材料費のみを負担します。

③グループホーム利用の際の助成（家賃補助）

グループホーム利用者のうち、生活保護受給者や低所得者には、家賃に対し10,000円を上限として助成があります。（詳しくは、入居しているグループホーム、市役所にお問い合わせください。）

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯のかた	0円
一般①	市民税課税世帯（所得割額28万円未満）で、 <u>居宅で暮らす</u> 18歳未満の児童	4,600円
	市民税課税世帯（所得割額28万円未満）で、 <u>施設で暮らす</u> 18歳以上20歳未満の障がい者	9,300円
	市民税課税世帯（所得割額16万円未満）で、 <u>居宅で暮らす</u> 障がい者	9,300円
一般②	市民税課税世帯で、一般①に当てはまらないかた ○一定の所得割額以上のかた（児：28万円以上、者：16万円以上） ○グループホームや施設で暮らすかたで市民税が課税されている障がい者は一般②となります。	37,200円

※「居宅で暮らす」とは、一戸建て住宅やアパートなど、一般的な住宅で暮らすことを指します

※「施設で暮らす」とは、障がい者支援施設で生活することを指します

※「世帯」とは、次のとおりとなっています

18歳以上の障がい者：対象者本人およびその配偶者

18歳未満の障がい児：対象児童の保護者の属する住民基本台帳上での世帯

（「施設で暮らす18歳以上20歳未満の障がい者」の「世帯」は、「18歳未満の障がい児」の「世帯」の考え方と同じです）

12.障がい者総合支援法による障がい福祉サービス等

障がいのあるかたがいきいきと生活できるように、自らサービスを自由を選択し、指定事業所との契約により、サービス利用できます。(難病のかたは、利用対象者中、「身体障がい」として見てください)

■介護給付

令和5年4月 | 現在

障がい支援区分の認定が必要であり、区分に応じて使えるサービスや支給量が決まります。

サービス名	利用対象者	サービス内容	市内指定事業所等
居宅介護 (ホームヘルプ)	障がい支援区分1以上 (身体・知的・精神・障がい児)	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行う。	びうおおだホームヘルプステーション 訪問介護事業所しおさい 幸久の家ヘルプステーション
重度訪問介護	障がい支援区分4以上で、ア、イのいずれかに該当 ア) 次の2つにいずれも該当 ・二肢以上に麻痺あり ・歩行・移乗・排尿・排便のいずれも「支援不要」以外と認定 イ) 行動関連項目の合計点数が10点以上	自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時の移動支援などを総合的に行う。 病院、診療所、助産所、介護老人保健施設又は介護医療院等に入院または入所中のかたの意思疎通の支援等を行う。	びうおおだホームヘルプステーション 訪問介護事業所しおさい 幸久の家ヘルプステーション
行動援護	知的または精神障がいにより行動上著しい困難を有し、常時介護を要するかたで次のいずれにも該当 ・障がい支援区分3以上 ・区分認定調査における行動関連する項目等の合計が10点以上	行動する際に生じる危険を回避するために必要な支援や外出時の移動支援などを行う。	-
重度障がい者等包括支援	常時介護を必要とし、介護の必要な程度が著しく高く次のいずれにも該当 ・障がい支援区分6 ・四肢全て麻痺で寝たきり ・区分認定調査における行動関連に関する項目等の合計が10点以上	居宅介護をはじめとする複数のサービスを包括的に提供する。	-
同行援護	視覚障がいのために移動等に著しい困難を有し、次の条件を満たすかた 『同行援護アセスメント調査票』による調査項目「視力障がい」「視野障がい」「夜盲」のいずれかか1点以上でかつ「移動障がい」が1点以上	移動時およびそれに伴う外出先において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他、外出する際の必要な援助を行う。	びうおおだホームヘルプステーション 訪問介護事業所しおさい 幸久の家ヘルプステーション
短期入所 (ショートステイ)	障がい支援区分1以上 (身体・知的・精神・障がい児)	介護者が病気などの理由により、障がい支援施設等へ短期間入所し、入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供する。	清風園 フレンズ 銀の鳩 恵和会
療養介護	病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がい者 ・ALS患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行う障がい支援区分6のかた ・筋ジストロフィー患者または重度心身障がい者で障がい支援区分5以上のかた	主として昼間に病院等において機能訓練、療養上の管理、看護、医療的管理の下での介護や日常生活上のサービスを提供する。	松江医療センター(松江市) 松江療育園(松江市) 安養学園(江津市)

生活介護	地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な障がい者 ①障がい支援区分 3(施設へ入所する場合は区分 4)以上 ②年齢が 50 歳以上の場合は、障がい支援区分 2(施設へ入所する場合は区分 3)以上	主として昼間において、障がい者支援施設等で入浴、排せつまたは食事の介護、創作的活動、生産活動の機会の提供などサービスを提供する。	せいふう(生活介護事業所) 清風園 ふぁみりーわーく ひまわり スマイル
施設入所支援	夜間において介護を要するかた、通所が困難である自立訓練または就労移行支援の利用者 ①生活介護利用者のうち、障がい支援区分 4 以上(50 歳以上の場合は区分 3 以上) ②自立訓練または就労移行支援の利用者のうち、地域の社会資源の状況により、通所が困難なかた	施設入所者に対して夜間や休日に入浴、排せつ、食事の介護などのサービスを提供する。(18 歳未満については、児童福祉法に基づく施設給付の対象となります) 食費等の補助があります(補足給付)。	清風園

■訓練等給付

障がい支援区分の認定は不要ですが、障がい支援区分認定調査(一次調査)が必要です。

サービス名	利用対象者	サービス内容	市内指定事業者等
自立訓練 (機能訓練)	地域生活を営むうえで、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者	自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、定められた期間、身体機能や生活能力向上のため必要な訓練等を利用する。 標準利用期間は、1 年半以内。	—
自立訓練 (生活訓練)	地域生活を営むうえで、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な障がい者	定められた期間、生活活動その他活動の機会の提供を通じて、地域生活を営むため必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を利用する。宿泊型もある。 標準利用期間は、2 年以内。	—
就労移行支援	一般就労を希望し、知識・能力の向上、実習、職場探し等を通じて、適性に合った職場への就労等が見込まれる 65 歳未満の障がい者 ①企業等への就労を希望している ②技術を習得し、在宅で就労・起業を希望している	有期限のプログラムに基づき、生産活動やその他の活動を通じて、就労に必要な知識や能力の向上のため必要な訓練等を利用する。 標準利用期間は、2 年以内。	—
就労継続支援 (A型:雇用型)	就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な障がい者(65 歳未満または 65 歳までに 5 年以上継続利用者)①就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった ②盲・ろう・養護学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった ③企業等を離職した者等就労経験があり現に雇用関係がない	利用者と事業者が雇用関係を結び、就労の機会の提供を受け、生産活動その他の活動の機会を通じて、知識や能力向上のために必要な訓練等を利用する。	うどん処おおだ
就労継続支援 (B型:非雇用型)	就労の機会等を通じ生産活動にかかる知識および能力の向上や維持が期待される障がい者 ①企業等やA型での就労経験があり雇用されることが困難となった ②就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった ③以上に該当せず、50 歳に達したかたまたは企業等の雇用、就労移行支援やA型の利用が困難と判断されたかた	就労の機会を提供するとともに、生産活動その他活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練等を利用する。	遊亀館 はとぼっぱ 亀の子工房 どんぐり ざざんか ひまわり

サービス名	利用対象者	サービス内容	市内指定事業者等
就労定着支援	就労移行支援、就労継続支援、生活介護、自立訓練の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じているかた	障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施。 標準利用期間は、3年以内	-
自立生活援助	障がい者支援施設やグループホーム、精神科病院等から地域での一人暮らしに移行した障がい者等で、理解力や生活力等に不安があるかた	定期的に利用者の居宅を月2回以上訪問し、家事・体調・周囲との人間関係などについて確認を行い、必要な助言や医療機関との連絡調整を行う。状況に応じて訪問、電話、メール等による随時の対応も行う。 標準利用期間は、1年以内	-
共同生活援助 (グループホーム)	障がい者(身体障がい者)にあっては、65歳以上のかたは、65歳になる前に障がい福祉サービスを利用していた場合に限る)	夜間や休日、共同生活を営む住居において入浴、食事提供その他の日常生活上の援助を行う。 家賃補助があります	すみれ寮(清風園) れんげ寮(清風園) なずな寮(清風園) やない(恵和会) コア・みらい(恵和会) コーポ亀の子Ⅱ・Ⅲ(亀の子) タートルホーム(亀の子) すぎな寮(昇陽会) はまなす(昇陽会) 風(銀の鳩) 花(銀の鳩)

■地域相談支援

障がい支援区分の認定は不要ですが、障がい支援区分認定調査(一次調査)が必要です。

サービス名	利用対象者	サービス内容	市内指定事業者等
地域移行支援	・障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設または療養介護を行う病院に入所している障がい者 ・精神科病院に入院している精神障がい者 ・更生施設等に入所している障がい者	退所、退院後の住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を行う。 標準利用期間は、6か月以内	-
地域定着支援	居宅において単身であるため緊急時の支援が見込めない状況にあるかた(それと同等の状況にあるかたも含む)	常時の連絡体制を確保し、障がいの特性に起因して生じた緊急の事態等に相談その他の必要な支援を行う。	-

■大田市内の障がい者福祉施設の現況(利用定員)

(令和5年4月1日現在)

施設名等		介護給付		訓練等給付			合計	
		生活介護	施設入所	自立訓練	就労移行	就労継続A		就労継続B
せいふう(生活介護)		20					20	
清風園		80	80				160	
はとぼっぼ						30	30	
ひまわり		20				20	40	
亀の子	亀の子工房					20	20	
	ふぁみりーわーく	20					20	
	遊亀館					20	20	
	うどん処おおだ					10	10	
さざんか						20	20	
どんぐり						20	20	
スマイル		20					20	
合計		160	80			10	130	380
共同生活援助	清風園分	すみれ寮(7人)、れんげ寮(7人)、なずな寮(4人)					18	
	亀の子分	コーポ亀の子Ⅱ(5人)、コーポ亀の子Ⅲ(4人) タートルホーム(10人)					19	
	恵和会分	やない(7人)、コア・みらい(10人)					17	
	昇陽会分	すぎな寮(10人)、はまなす(5人)					15	
	銀の鳩分	風(6人)、花(5人)					11	
	合計						80	

13.補装具の給付等

身体障がい者手帳所持者や難病等患者には、失われた部位や障がいのある部分を補って、日常生活を容易にするために、下記のとおり補装具の給付と修理を行っています。

☆この制度を利用する場合は購入前に必ず大田市地域福祉課にご相談ください。

※支給には、事前に申請をする必要があります。既に購入したものは申請できません

□補装具とは

身体障がい者の身体機能を補完し、または代替する装具で、長期間にわたり継続して使用するもの

□対象者

身体障がい者手帳所持者または難病患者等で、補装具を必要とする障がいがあるかた

□介護保険等の他制度の優先

他の制度が利用可能な場合は、他制度が優先になります。ただし、優先する制度に必要とする補装具の種目がなく、障がい者総合支援法の制度にある場合は支給が可能です。

例えば、下記表の網掛けの用具について、介護保険の認定を受けている場合は、介護保険のサービスが優先されます。

□補装具の種目

障がい区分	補装具名	耐用年数	障がい区分	補装具名	耐用年数	
視覚障がい	視覚障害者安全つえ	2～5年	肢体不自由	義肢	殻構造義手	1～4年
	義眼	2年			骨格構造義手	-
	矯正眼鏡、遮光眼鏡	4年			殻構造義足	1～5年
					骨格構造義足	-
	弱視眼鏡			装具	下肢装具	1.5年～3年
聴覚障がい	補聴器	5年			靴型装具	1.5年
					体幹装具	1～3年
肢体不自由	重度障がい者意思伝達装置	5年			車椅子	オグー、レディメイド
	座位保持装置	3年		電動車椅子		6年
	座位保持椅子(児のみ)	3年		歩行器		5年
	起立保持具(児のみ)	3年	歩行補助つえ		2～4年	
	頭部保持具(児のみ)	3年				
	排便補助具(児のみ)	2年				

(種目品目ごとに国が定めた基準額があり、基準額の範囲内で補助することができます)

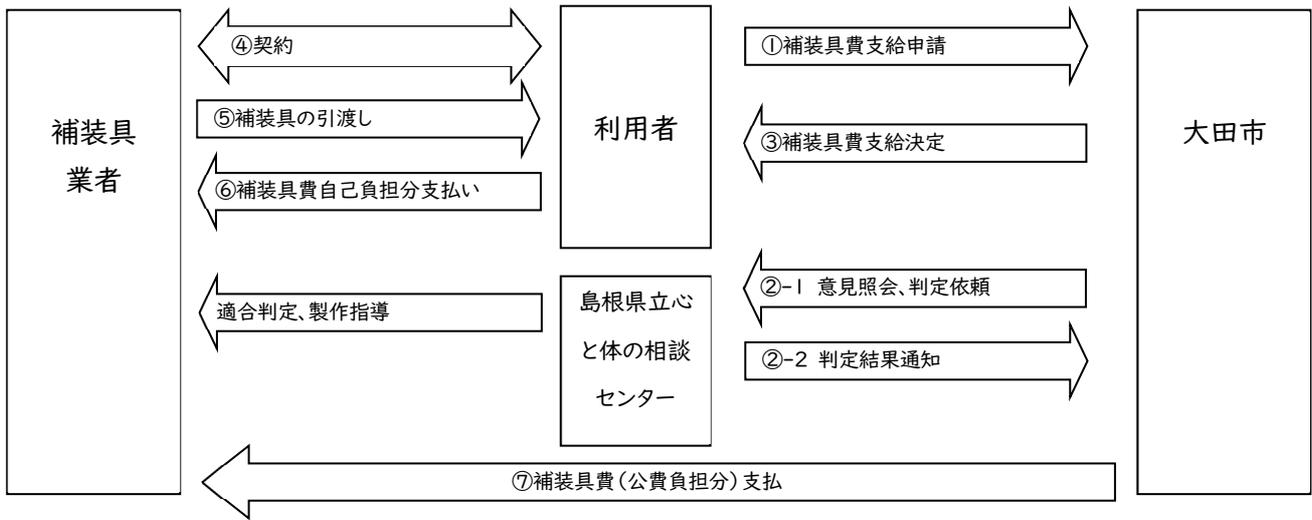
□利用者負担および負担上限額

補装具ごとに設定されている基準額の1割が自己負担額となります。なお、世帯の所得に応じて、下記の区分の負担上限月額を設定しています。(基準額の超過部分は全額自己負担)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市民税非課税世帯	0円
一般	市民税課税世帯(所得割額46万円未満)	37,200円

※世帯とは=18歳以上の障がい者の場合は「本人および配偶者」をいい、18歳未満の児童の場合は「保護者の属する住民基本台帳上の世帯」をいいます

□補装具支給の仕組み



□補装具費支給手続きの流れ

- ①補装具費(購入・借受け・修理)支給申請書提出
 - ・申請書を大田市役所地域福祉課へ提出します
 - ・提出の際にマイナンバー関係書類が必要です(P25 参照)
 - ※購入前に、必ず地域福祉課にご相談ください
 - ※事後申請の場合は、支給対象になりません

平成30年4月から補装具の**借受け制度**が始まりました。従来どおり「購入」が原則ですが、「借受け」が適当であると判断される場合に限りて支給対象となります。まずは市役所へご相談ください。

②補装具費支給判定

新規および耐用年数以内の再交付は、心と体の相談センターの判定や医師(身体障がい者手帳の診断書が書ける医師)の診断書が必要な場合があります。

③補装具費支給決定

「補装具費支給決定通知」および「補装具費支給券」を市から申請者へ送付します。

④補装具製作契約および製作:補装具製作者との契約と契約に基づく製作

市が業者へ連絡し、申請者が製作者と契約を結びます。その契約に基づいて製作されます。

⑤補装具引渡し

⑥補装具費(自己負担分)の支払い

自己負担分のみ支払います。(大田市では代理受領方式を採用しています)

⑦補装具費(市負担分)の支払い

■手続き窓口・お問い合わせ先 大田市役所地域福祉課障がい者福祉係 電話:0854-83-8142、8143

14.日常生活用具(小規模住宅改修を含む)の給付等

■日常生活用具の給付等とは

障がい者の日常生活の便宜を図るため、障がいの状態・程度により下記の種目の日常生活用具を給付します。※購入前に必ず大田市地域福祉課に相談ください

□日常生活用具の種目

障がい区分	日常生活用具名	給付要件	耐用年数	基準額
視覚	視覚障がい者用ホータブルコーダ	視覚2級以上	8年	録音再生機 85,000円 再生専用機 35,000円
	視覚障がい者用点字タイプライター	視覚2級以上 就労中・就学中・就労見込	5年	63,100円
	視覚障がい者用体温計(音声式)	視覚2級以上 単身世帯またはそれに準ずる世帯	5年	9,000円
	視覚障がい者用拡大読書器	本装置により文字等を読むことが可能なかた	8年	198,000円
	視覚障がい者用時計(触読式)	視覚2級以上 18歳以上のかた	10年	10,300円
	視覚障がい者用時計(音声式)	視覚2級以上 手指の触覚障がいのある18歳以上のかた	10年	13,300円
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚2級以上	10年	7,000円
	電磁調理器	視覚2級以上 単身世帯またはそれに準ずる世帯	5年	41,000円
	視覚障がい者用体重計	視覚2級以上 単身世帯またはそれに準ずる世帯	5年	18,000円
	点字図書	主に点字により情報を入手するかた	—	福祉事務所長が認める額
	点字ディスプレイ	視覚2級以上かつ聴覚2級 18歳以上のかた	6年	383,500円
	点字器	視覚2級以上で、就学、就労、就労見込みのかた	標準7年 携帯5年	標 6,798-10,712円 携 1,699-7,416円
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置	視覚2級以上	6年	99,800円
聴覚	屋内信号装置	聴覚2級 単身世帯またはそれに準ずる世帯に属する18歳以上のかた	10年	87,400円
	聴覚障がい者用通信装置	聴覚若しくは発音・発語に著しい障がいを有するかた コミュニケーション・緊急連絡等に必要なかた	5年	71,000円
	聴覚障がい者用情報受信装置	本装置によりテレビの視聴が可能なかた	6年	88,900円
	人工内耳用外部装置	聴覚障がい児者、現に人工内耳を装着しているかた	5年	300,000円
	人工内耳用電池	聴覚障がい児者、現に人工内耳を装着しているかた	—	月額2,500円
音声言語	携帯用会話補助装置	発音・発語に著しい障がいを有するかた	5年	98,800円
	人工喉頭	喉頭摘出者で音声機能障がいを有するかた	笛式4年 電動5年	笛式5,150円 電動72,203円
肢体・知的・精神	頭部保護帽	頻繁に転倒するおそれのあるかた	3年	非プラスチック製 15,656円 プラスチック製 37,852円
肢体不自由	訓練用ベッド	下肢、体幹2級以上で障がい児	8年	159,200円
	訓練いす	下肢、体幹2級以上で、3歳以上の障がい児	5年	33,100円
	T字状・棒状の杖	平衡、下肢・体幹	3年	木製2,310円 金属3,150円
	便器	下肢、体幹2級以上	8年	手すり付9,850円 手すり無4,450円
	入浴担架	下肢、体幹2級以上 入浴に介助を要するかた	5年	82,400円
	特殊便器	上肢2級以上、療育A	8年	151,200円
	体位変換器	下肢、体幹2級以上、下着交換等に介助を要するかた	5年	15,000円
	特殊寝台	下肢、体幹2級以上	8年	154,000円
	特殊マット	下肢、体幹1級(児2級以上)、療育A	5年	19,600円
	特殊尿器	下肢、体幹1級 常時介護を要するかた	5年	67,000円
	入浴補助用具	下肢、体幹 入浴に介助を要するかた	8年	90,000円
	移動用リフト	下肢、体幹2級以上	4年	159,000円
	車椅子用段差昇降機	常時車椅子を使用する肢体不自由児者	10年	260,000円

障がい区分	日常生活用具名	給付要件	耐用年数	基準額
排尿・排便	紙おむつ等	高度の排尿・排便機能障がい者、脳性麻痺等で意思表示困難者	—	月額 8,858 円～ 12,360 円
	収尿器	高度の排尿機能障がい	1 年	男性A8,085 円 男性B5,985 円 女性A8,925 円 女性B6,195 円
視覚、肢体	情報通信支援用具	上肢2級以上、視覚 2 級以上	5 年	100,000 円
	移動・移乗支援用具	視覚、平衡、下肢・体幹	5 年	60,000 円
じん臓	透析液加温器	じん臓 1・3 級 自己連続携行式腹膜灌流による透析療法	5 年	51,500 円
膀胱・直腸	ストマ用器具	ストマを使用しているかた	—	月額 8,858 円～ 11,639 円
呼吸器	ネブライザー(吸入器)	呼吸器 1・3 級または同程度の在宅身体障がい児者	5 年	36,000 円
	電気式たん吸引器	呼吸器 1・3 級または同程度の在宅身体障がい児者	5 年	56,400 円
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う 18 歳以上のかた	10 年	17,000 円
	動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	医療保険における在宅酸素療法を行うか人工呼吸器を常に必要とするかたで、医師意見書により呼吸管理上必要と認められたかた	5 年	157,500 円
その他	火災警報器	身体障がい者手帳 2 級以上、療育手帳A、精神障がい者保健福祉手帳 1 級	8 年	15,500 円
	自動消火器	火災発生の感知および避難が著しく困難なかた(単身世帯またはこれに準じる世帯)	8 年	28,700 円

住宅改修 = 居宅生活動作補助用具

概要	内容	給付要件
障がい児、者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの(費用が 20 万円以内)	手すりの取り付け、段差解消、すべり防止および移動の円滑化等のため床材変更、引き戸等の扉の取り替え、洋式便器等への便器の取り替え	下肢、体幹または乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がい者に限る)を有する、または視覚障がいにより移動等に著しい困難を有する在宅かつ学齢児以上の身体障がい児、者であって障がい程度等級 1～3 級のかた

(日常生活用具、住宅改修ともに大田市で定めた基準額の範囲内で補助することが可能です)

【対象者】

原則、在宅で重度の障がい者(難病等患者を含む)で、日常生活用具を必要とするかた

【介護保険等の他制度の優先】

他の制度が利用可能な場合は、他制度が優先になります。ただし、優先する制度に必要とする種目がなく、障がい者総合支援法の制度にある場合は支給が可能です。例えば、**網掛けの用具**は、介護保険の認定を受けている場合は、介護保険のサービスが優先されます。

【申請に必要なもの】

身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳、難病患者であることが分かる書類、見積書
また、用具の種類によっては、医師の意見書が必要な場合もあります。

【利用者負担および負担上限額】

日常生活用具ごとに設定されている基準額の 1 割相当が自己負担額となりますが、世帯の所得に応じて、下記の区分の負担上限額を設定しています。(基準額の超過部分は全額自己負担)

区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0 円
低所得	市民税非課税世帯	0 円
一般	市民税課税世帯(所得割額 46 万円未満)	37,200 円

※世帯とは=18 歳以上の障がい者の場合は「本人および配偶者」をいい、18 歳未満の児童の場合は「保護者の属する住民基本台帳上の世帯」をいいます

■手続き窓口・お問い合わせ先 大田市役所地域福祉課障がい者福祉係

電話:0854-83-8142、8143

15.地域生活支援事業および障がい者福祉事業

大田市では、障がい者の地域での自立した生活を支援するため、次の事業を実施しています。

■地域生活支援事業の内容

事業名称	利用対象者	事業内容	契約実施事業所等
障がい児者日中一時支援事業	一時的に見守り等の支援が必要と認めた障がい者等	日中において、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等で、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適応するための日常的な訓練等、市が認めた支援を地域のニーズに応じて行う。	清風園 NPO 法人えん JOY 緑風園(邑南町) くるみ邑美園(邑南町) 安養学園(江津市) 島根療護園(江津市) 合同会社えん(江津市) さざなみ学園(出雲市) CSIずも(出雲市) こくぶ学園(浜田市)
地域活動支援センター事業(P2 参照)	障がい者 (身体・知的・精神)	創作的活動や生産活動の機会の提供を受けるとともに、社会との交流の促進を行う。	地域活動支援センターのほほん(I型) 地域活動・健康支援センターえーる(II型)
ふれあい交流事業	身体障がい者	身体障がい者を対象とした、様々なプログラムを通じた交流事業	大田市社会福祉協議会
視覚障がい者の集い事業	視覚障がい者	視覚障がい者の社会見学	大田市社会福祉協議会
家族相談員紹介事業	精神障がい者	精神障がい者にかかる家族相談員を紹介する事業	大田市社会福祉協議会
点字の広報等発行事業 声の広報等発行事業	視覚障がい者 聴覚障がい者	【点訳広報】 「広報おおだ」の記事を抜粋し、点字にして、対象者に配布する。 【音訳広報】 「広報おおだ」「市議会だより」「社協だより」「身障の友大田」「健康診断・不燃物収集年間予定表」の全内容を音訳し、対象者に配布する。	大田市社会福祉協議会
福祉講演会	障がい者 (身体・知的・精神)	障がい者の自己啓発を促進するため、生活に必要な知識を学ぶための講演会	大田市社会福祉協議会

事業名称	利用対象者	事業内容	契約実施事業所
自動車改造費助成事業	身体障がい者(上肢・下肢・体幹機能障がいの身体障がい者手帳(1、2、3 級または 4 級)所持者)であって、運転免許の条件に「改造」の旨が記載されているかた	身体障がい者が就労等に伴い、自動車を取得する場合、自動車改造に要する経費を助成する。助成額は 10 万円を限度とする。	大田市地域福祉課
身体障がい者自動車運転免許取得費補助金	身体障がい者(身体障がい者手帳(1、2、3 級または 4 級)所持者)であって、申請日から 6 ヶ月前までに自動車運転免許を取得されたかた	身体障がい者の社会活動への参加を支援するため、自動車運転免許の取得に要する経費を助成する。助成額は 10 万円を限度として、取得に要する経費の 3 分の 2 以内とする。	大田市地域福祉課

16.障がい児福祉事業

■相談支援ファイル

相談支援ファイルは、入園、入学、就職など、支援者が変わる際に、お子さんの普段の様子や関わり方、知っておいてほしい情報を伝えるときに使う成長の記録です。相談支援ファイルは大田市役所のホームページからダウンロードできます。

■障がい児福祉事業

事業名称	利用対象者	事業内容	登録、実施事業所等
発達障がいに関する個別相談	発達障がい者(児)	島根県西部発達障害者センターウインドのスタッフが大田市内で、個別相談に応じています。相談を希望される場合は、ウインドへお問い合わせください。事前予約要。相談は無料。	島根県西部発達障害者支援センター ウインド
めだか教室	発達や成長が気になる乳幼児とその保護者	発達や成長が気になる乳幼児とその保護者を対象に月1回実施し、助言や保護者教育などの支援を行う。	子ども保育課
難聴児補聴器購入助成事業	身体障がい者手帳の交付対象とならない軽度、中等度の難聴児(18歳未満)	軽度、中等度の難聴(両耳聴力レベル平均30以上70デシベル未満)の児童に対し、補聴器の装用による言語習得及び健全な発達を支援するため、補聴器購入費の一部を助成する。(身体障がい者手帳所持者は、補装具給付対象)	大田市地域福祉課
在宅心身障がい児(者)支援活動事業	在宅心身障がい児(者)	各種教室、イベント、創作活動等	やまびこの会事務局(はとぼっぱ内)
障がい者ミニデイ事業	在宅心身障がい児(者)	各種教室、イベント、創作活動等	つばさの会事務局(さざんか内)
障がい児者日中一時支援事業(再掲)	一時的に見守り等の支援が必要と認めた障がい児者等	日中において、障がい福祉サービス事業所、障がい者支援施設、学校の空き教室等で、障がい者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等、市が認めた支援を地域のニーズに応じて行う。	清風園 NPO 法人えん JOY 緑風園(邑南町) くるみ邑美園(邑南町) 安養学園(江津市) 島根療護園(江津市) 合同会社えん(江津市) さざなみ学園(出雲市) CSいずも(出雲市) こくぶ学園(浜田市)

障がい児者移動支援事業(通学支援)	保護者の特別支援学校への送迎が困難な障がい児	自宅から特別支援学校までの送迎	CSいずも(出雲市) サポートセンターわかば(美郷町)
-------------------	------------------------	-----------------	--------------------------------

■障がい児通所支援 ※障がい児通所支援は、児童福祉法に基づくサービスです

障がい児通所支援	利用対象											
	身体、知的、または精神に障がい(発達障がい含む)があり、療育の必要がある18歳未満児童。											
	利用者負担											
	利用者負担は、障がい者総合支援法による給付にかかる障がい児の利用者負担と同じ考え方です。 ※幼児教育無償化について 満3歳になった後の最初の4月から小学校入学までの3年間は、負担額が0円になります (対象は下表①②④⑤)											
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>所得区分</th> <th>負担上限月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生活保護</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>低所得</td> <td>0円</td> </tr> <tr> <td>一般①</td> <td>4,600円</td> </tr> <tr> <td>一般②</td> <td>37,200円</td> </tr> </tbody> </table>		所得区分	負担上限月額	生活保護	0円	低所得	0円	一般①	4,600円	一般②	37,200円
	所得区分	負担上限月額										
	生活保護	0円										
低所得	0円											
一般①	4,600円											
一般②	37,200円											
支援内容												
指定事業所												
①児童発達支援	【内容】 ・日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練、その他必要な支援を行う。 【対象】 ・未就学児	ぽこぽこ(出雲市) ハートピア出雲スバル(出雲市) わっこ(出雲市) CSいずも(出雲市) あゆっこ江津(江津市)										
②医療型児童発達支援	【内容】 ・児童発達支援と治療を行う。 【対象】 ・肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練または医療的管理下で支援の必要がある障がい児。	-										
③放課後等デイサービス	【内容】 ・生活能力の向上のための必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行う。 【対象】 ・小中学校・高校に就学しており、授業の終了後または休業日に支援の必要がある障がい児。	かめっ子クラブ かめっ子クラブⅡ										

	<p>④居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>【内容】 ・障がい児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行う。</p> <p>【対象】 ・重症心身障がい児などの重度の障がい児等であって、児童発達支援等の障がい児通所支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児。</p>	<p>—</p>
	<p>⑤保育所等訪問支援</p>	<p>【内容】 ・障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行う。</p> <p>【対象】 ・保育所等に通う児童であって、訪問による専門的な支援が必要な障がい児。</p>	<p>わっこ(出雲市) あゆっこ江津(江津市) ぽこぽこ(出雲市)</p>

17.就労支援

■職業相談

石見大田公共職業安定所(ハローワーク石見大田)

【業務の内容】 障がい者の職業相談、職業紹介を行っています。

【所在地・連絡先】 〒694-0064 大田市大田町大田口1182 番地1 電話:0854-82-8609

大田障がい者就業・生活支援センター ジョブ亀の子

【事業の目的】 障がい者の職業生活における自立を図るため、就労およびそれに伴う日常生活、社会生活を支援しています。

【業務の内容】 障がい者の就労相談・就労に向けた職場開拓や職場実習の斡旋・就職後の職場定着支援

【利用対象者】 就労支援により職業生活の自立が見込まれる身体、知的、精神、発達、高次脳機能障がい者、難病患者等、その他障がいのあるかた

【開所時間】 月曜日～金曜日 8時30分～17時30分

【利用料】 無料

【所在地・連絡先】 〒694-0041 大田市長久町長久口267 番地6 電話:0854-84-0273

■障がい者就労支援施策

□就労移行支援事業

区分	利用対象者	サービス内容
就労移行支援(障がい福祉サービス)	一般就労を希望している障がい者(65歳未満)	生産活動等を通じて就労に必要な知識・能力の向上を図る。(32ページ参照)

□技能習得支援制度

制度名	内容
自動車運転免許取得助成事業	身体障がい者(1～4級)が自動車運転免許を取得するためにかかる経費の一部を助成する。対象経費の2/3以内で、10万円を限度に助成。

□障がい者雇用支援制度

制度名称	トライアル雇用助成金	
	障がい者トライアルコース	障がい者短時間トライアルコース
概要	試行雇用から継続雇用への移行を目指す	
対象者	ハローワークの求職登録者(障がい者登録)	ハローワークの求職登録者(障がい者登録)の内、精神障がい者、発達障がい者
対象事業主	<ul style="list-style-type: none"> ○雇用保険の適用事業の事業主 ○過去6ヶ月間に労働者の解雇なし ○過去3年間に対象者本人の雇用なし 	
実施・助成期間	<ul style="list-style-type: none"> ○最長3ヶ月 ○精神障がい者の場合、最長12ヶ月(助成は最長6ヶ月) 	○最長12ヶ月
給付金等の額	<ul style="list-style-type: none"> ○対象者1人につき月額最大40,000円 ○精神障がい者の場合、3ヶ月間 月額最大80,000円 4ヶ月目以降 月額最大40,000円 	対象者1人につき月額最大40,000円
備考	<ul style="list-style-type: none"> ○短期雇用契約で労働基準法の適用あり ○週20時間以上 ○継続雇用困難な場合、試行雇用で終了も可 	<ul style="list-style-type: none"> ○短期雇用契約で労働基準法の適用あり ○1週間の所定労働時間は原則10時間以上20時間未満 ○継続雇用困難な場合、試行雇用で終了も可
ジョブコーチ	併用可能	
手続き窓口	ハローワーク	

制度名称	障がい者チャレンジ事業	特定求職者雇用開発助成金(特定就職困難者コース)
概要	障がい者の職場実習の受け入れによる、雇用・実習のきっかけづくり	継続雇用する労働者として雇い入れる事業主に対して助成する
対象者	ジョブ亀の子登録者	ハローワークの求職登録者(障がい者登録)
対象事業主	(条件なし)	○雇用保険の適用事業の事業主 ○過去6ヶ月間に労働者の解雇なし ○過去3年間に対象者本人の雇用なし ○雇入れ日以前3年間に通算して3ヶ月を超える実習など行っていないこと
期間	原則10日以内 1日の職場実習時間は3時間以上8時間以内	障がいの程度等により1年～3年
給付金等の額	事業主への協力謝金 1人につき月額2,000円(最大10,000円) 実習生への手当金 1人につき月額2,000円(最大20,000円)	①短時間労働者(週20～30時間) 大企業30万円【1年】・中小企業80万円【2年】 ②重度障がい・精神障がい者(短時間労働者以外) 大企業100万円【1年半】・中小企業240万円【3年】 ①②以外の対象者 大企業50万円【1年】・中小企業120万円【2年】
ジョブコーチ	併用可能	併用可能
備考	○事業主から実習生に対する賃金支払い等は不要 ○年間の利用件数の限度あり ○原則、実習期間中実習生に個別に傷害保険に加入	6ヶ月単位で区分した「支給対象期間」ごとに申請、支給
手続き窓口	大田障がい者就業・生活支援センタージョブ亀の子	ハローワーク
制度名称	障がい者委託訓練	職場適応訓練
概要	事業所内訓練を実施し、雇用移行を検討する	事業所内訓練で職場適応を図り雇用に移行する
対象者	○ハローワークの求職登録者(障がい者登録) ○原則ハローワーク訓練受講斡旋受入者	○ハローワークの求職登録者(障がい者登録) ○ハローワークの訓練受講指示を受けたかた
対象事業主	訓練受講者の管理・指導ができるかたが在る事業所の事業主	○訓練受講者の管理・指導ができるかたが在る ○各種社会保険の適用事業の事業主 ○訓練終了後の継続雇用を予定している
実施・助成期間	原則3ヶ月以内	原則6ヶ月
給付金等の額	事業所への委託料 対象者1人あたり月額60,000円 (中小企業90,000円)が上限	職場適応訓練費(事業所への委託費) 対象者1人あたり月額24,000円 (重度の障がい者25,000円)
備考	○訓練時間は月100時間を標準とする。 ○訓練のため、賃金支払不要 ○要件を満たす訓練生には、訓練手当あり ○雇用移行が困難な場合、委託訓練で終了も可	○訓練時間は月170時間を原則とする ○訓練のため、賃金支払不要 ○要件を満たす訓練生には、訓練手当あり
手続き窓口	高等技術校若しくはハローワーク	ハローワーク

□ジョブコーチ制度

制度名称	ジョブコーチ制度
概要	就職前から就職後一定期間の職場定着支援
対象者	身体、知的、精神、その他支援が必要な障がい者
対象事業主	雇用保険の適用事業主
実施・助成期間	標準は2～4ヶ月(最長8ヶ月)
備考	障がい者手帳がなくても可
手続き窓口	島根県障害者職業センター(電話0852-21-0900)

18.各種料金の割引制度

【各種料金の割引制度】

制度	割引内容						利用手続き	
JR旅客鉄道株式会社の旅客運賃割引	割引対象者	「第1種」 身体障がい者手帳・療育手帳の所持者		「第2種」 身体障がい者手帳・療育手帳の所持者		「第2種」12歳未満 身体障がい者手帳・療育手帳の所持者		<p>○窓口で身体障がい者手帳または、療育手帳を呈示し、割引乗車券を購入してください。 (介護者とともに利用する場合、片道100kmまでの普通乗車券は、自動販売機の小児券で可。)</p> <p>○乗車中は手帳を携帯すること。</p> <p>○定期、回数、急行券は介護者とともに乗車する場合に限る。</p>
		介護者付・単独		介護者付・単独		介護者付・単独		
	普通乗車券	介護者付	乗車距離の指定なし 本人5割引 介護者5割引	介護者付	片道100kmを超える場合のみ 本人5割引 介護者割引なし	介護者付	片道100kmを超える場合のみ 本人5割引 介護者割引なし	
		単独	片道100kmを超える場合のみ 本人5割引	単独	片道100kmを超える場合のみ 本人5割引	単独	片道100kmを超える場合のみ 本人5割引	
	定期乗車券	介護者付	乗車距離の指定なし 本人5割引 介護者5割引	介護者付	本人割引なし 介護者割引なし	介護者付	乗車距離の指定なし 本人割引なし 介護者5割引	
	※介護者には「通勤定期乗車券」を発売	単独	本人割引なし	単独	本人割引なし	単独	本人割引なし	
回数乗車券 急行券 (特急券不可)	介護者付	本人5割引 介護者5割引	介護者付	本人割引なし 介護者割引なし	介護者付	本人割引なし 介護者割引なし		
	単独	本人割引なし	単独	本人割引なし	単独	本人割引なし		
バス・電車および旅客船の運賃割引(県内)	割引対象者	バス		電車		旅客船		<p>○乗車券購入の際手帳を呈示する。</p> <p>○本人についてのみ、高速バスの他県への乗り入れについて割引できる。なお高速バスは、予約制であり、本人確認を手帳で行う。</p>
		身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の所持者 (介護者については、各社それぞれに設定)						
	適用会社	一畑バス、石見交通 日の丸自動車 隠岐海士バス 市町村営バス 中国JRバス スサノオ観光 谷本ハイヤー 奥出雲交通、備北交通 六日市交通、柿木産業 総合企画コーポレーション		一畑電鉄		隠岐汽船		
割引率	50%							
航空割引 国内線のみ	割引対象者 (12歳以上)	身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳の所持者					○各航空会社支店および指定代理店にて手帳を呈示する。	
	航空券	本人および介護 普通大人片道運賃						
	割引率	各航空運送事業者が路線ごとに設定						

制度	対象者	内容	申請および利用手続き
タクシー運賃割引	①身体障がい者手帳所持者 ②療育手帳所持者	タクシー運賃が1割引 (10円未満端数を切り捨て)	【利用方法】 タクシー乗車の際に運転手に身体障がい者手帳または療育手帳を呈示する。
有料道路の通行料金の割引	①身体障がい者手帳所持者で自ら運転するかた(手帳が「2種」) ②重度の身体障がい者または重度の知的障がい者が乗車し、その移動のために介護者が運転する場合(手帳が「1種」) 【所有者要件】 本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等	有料道路通行料金が5割引 ※登録できる自動車は1台 ※登録によりETCも利用可 事前登録されていない車の場合は、割引登録申請のうえで、料金所で手帳を提示すれば割引対象になります。 オンライン申請 	【申請窓口】市地域福祉課・各支所
			■ETC 未利用者の手続き・利用方法 ①手帳 ②車検証 ③免許証 有料道路割引シール貼付を受けた身体障がい者手帳および療育手帳を呈示する ■ETC 利用者の手続き・利用方法 ①手帳 ②車検証 ③免許証 ④本人名義(18歳未満は保護者名義)のETCカード ⑤ETC車載器管理番号が確認できるもの 「ETC利用対象者証明書」を封筒に入れてポストに投函し、約3週間後書面通知受理後、利用可能。 【問合せ先】 有料道路ETC登録係 電話:045-477-1233
NHK放送受信料の減免	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者を構成員とする世帯で、その構成員の全員が住民税非課税の措置を受けている場合で当該世帯の構成員のいずれかのかたが契約者	NHK放送受信料 全額免除	【申請窓口】市地域福祉課・各支所
	身体障がい者手帳を所持する視覚・聴覚障がい者または、身体障がい者手帳1・2級、重度の知的障がい者、精神障がい者保健福祉手帳1級で、世帯主かつ契約者	NHK放送受信料 半額免除	【手続きに必要なもの】 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・はんこ 【問合せ先】 NHK松江放送局 電話:0852-32-0702
ケーブルテレビ利用料 (石見銀山テレビ)	NHK放送受信料減免対象者	基本チャンネルプラン月額利用料2,420円を1,980円に減額	【申請窓口】 市地域福祉課・各支所 【手続きに必要なもの】 身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳・はんこ 【問合せ先】 石見銀山テレビ放送株式会社 電話:0854-82-7755
電話番号案内(104)料金免除 (ふれあい案内)	視覚障がい者の1級~6級、肢体不自由者(上肢、体幹、乳幼児以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい)の1級、2級、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者	電話番号案内料金が無料	【問合せ先】 NTT西日本ふれあい案内担当 フリーダイヤル:0120-104174
携帯電話基本料金割引	身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者	基本使用料5割引	サービス内容は、各社異なりますので、店頭でお尋ねください。
郵便料金の減免	○点字郵便物、点字用紙および盲人用録音郵便物は無料 ○盲人用点字小包郵便物は半額 ○聴覚障がい者用小包郵便物(聴覚障がい者用ビデオテープ)は半額(指定聴覚障がい者福祉施設の発受するものに限る) ○心身障がい者用書籍小包は半額(図書館からの郵送貸出・返送)		点字用紙および盲人用録音郵便物は指定盲人施設の発受するものに限る。

19.ヘルプマーク(カード)、思いやり駐車場制度

■ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、障がいのある方や、難病の方、けがをされている方、妊娠初期の方など、まわりからの配慮を必要としている方が身につけています。

島根県では、周囲に配慮を必要としていることを知らせ、援助を得やすくする「ヘルプマーク(カード)」の普及に取り組んでいます。

	(ふりがな)	
	氏名	
	生年月日	年 月 日 血液型(型)
	住所	
	連絡先	
	緊急連絡先	
	障がいの名、病名	
	かかりつけ医療機関	
	住	(主治医)
	お願いしたいこと	

<ヘルプカード>

- *氏名・連絡先・必要な援助や配慮を書き込むことができるカードです。
- *配慮などを求めたい場面で提示し、相手に知らせることができます。

<ヘルプマーク>

- *かばんに装着するなど身につけることで、外出先で周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるものです。
- *氏名・連絡先・必要な援助や配慮を書き込めるシールを同封して交付します。片面に貼って使用することもできます。



1. 利用できるかた

援助や配慮を必要としているかた

内部障がい、難病、妊娠中、高次脳機能障がい、肢体不自由、視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、その他援助や配慮を必要としているかた
※障がい者手帳の有無は問いません

2. 入手方法

【ヘルプマーク】

①窓口申請の場合

市役所地域福祉課、各支所市民生活課で申請ができます。

申請書を受付後、その場で無償交付します。代理申請も可能です。

(必要書類) ・ヘルプマーク交付申請書(市役所地域福祉課、各支所市民生活課にあります)

②郵送、FAXでの申請の場合

島根県障がい福祉課あてに郵送またはFAXで申請ができます。後日郵送にて交付します。

(必要書類) ・ヘルプマーク交付申請書(島根県ホームページからダウンロードが可能です)

(申請先) ・郵送 〒690-8501 松江市殿町1番地 島根県障がい福祉課

・FAX 0852-22-6687

【ヘルプカード】

島根県障がい福祉課のホームページで公開されており、自由に利用できます。

3. 手続き窓口・お問い合わせ先

島根県障がい福祉課

電話:0852-22-6526

大田市役所地域福祉課障がい者福祉係

電話:0854-83-8142、8143

■ 思いやり駐車場制度（身体障がい者等用駐車場制度）

島根県内の身体障がい者等用駐車場の適正利用を推進するため、「思いやり駐車場制度」があります。身体障がいのあるかたの他、高齢者や妊産婦のかたなども利用が可能です。

1. 利用できるかた

(1) 障がい者、高齢者、難病患者

① 身体に障がいがあり歩行困難なかた（身体障がい者手帳等級が以下の○印の級に該当）

障がい区分		1級	2級	3級	4級	5級	6級
視覚障がい		○	○	○	○		
聴覚障がい			○	○			
平衡機能障がい				○		○	
音声・言語機能障がいまたはそしゃく機能障がい							
上肢機能障がい		○	○				
下肢機能障がい		○	○	○	○	○	○
体幹機能障がい		○	○	○		○	
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能	○	○				
	移動機能	○	○	○	○	○	○
心臓機能障がい		○		○	○		
じん臓機能障がい		○		○	○		
呼吸機能障がい		○		○	○		
ぼうこうまたは直腸機能障がい		○		○	○		
小腸機能障がい		○		○	○		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい		○	○	○	○		
肝臓機能障がい		○	○	○	○		

② 知的障がい者で歩行困難なかた（療育手帳の障がい区分が「A」）

③ 精神障がい者で歩行困難なかた（精神障がい者保健福祉手帳の障がい区分が「1級」）

④ 高齢により歩行困難なかた（介護保険被保険者証の要介護状態区分が「要支援1」以上）

⑤ 難病により歩行困難なかた（特定疾患医療受給者）（小児慢性特定疾患医療受給者）

※上記①～⑤の有効期限 交付対象者として基準に該当しなくなるまでの期間

(2) 妊産婦のかた（妊娠7か月から産後1年間）

※有効期限 1年以上（更新なし）

(3) けが人等歩行困難なかた（医師が車いす、杖等の使用が必要と認めた期間）

※有効期限 1年未満

利用証の交付基準に該当しなくなった場合や、不要になった場合は、島根県障がい福祉課に返却してください。

2. 申請方法および必要書類

(1) 島根県障がい福祉課の窓口申請の場合

島根県障がい福祉課で申請ができます。本人申請を原則としますが、同居の家族のかたであれば代理申請をすることができますので、身分証明書をご持参ください。

受付時間は月曜日～金曜日（祝日を除く）の8時30分～17時15分です。手数料等は無料です。

- 必要書類 交付申請書(島根県障がい福祉課窓口に置いてあります)
 利用要件を確認できる書類(下記一覧表参照)
 身分証明書(本人ではなく代理のかたが窓口で申請される場合)

(2) 郵送による申請または県央保健所を経由した申請の場合

島根県障がい福祉課あてに郵送するか、または県央保健所を経由した申請をすることも可能です。

- 必要書類 交付申請書(県央保健所総務企画スタッフに置いてあります)
 ※県のホームページからダウンロードも可能です
 利用要件を確認できる書類の写し(下記一覧表参照)
 140円切手を貼った返信用封筒(A4サイズで利用証返信のため)
 ※利用証は、後日、県央保健所で受け取ることも可能です
 その場合は、返信用封筒は不要です

(利用要件を確認できる書類)

身体障がい者	身体障がい者手帳	難病患者	特定疾患医療受給者証または小児慢性特定疾患医療受診券
知的障がい者	療育手帳	妊産婦	母子手帳
精神障がい者	精神障がい者保健福祉手帳	けが人	医師の診断書(※)
高齢者	介護保険被保険者証		

(※) 医師の診断書の記載内容については、下記までお問い合わせください

3. 手続き窓口・お問い合わせ先

〒690-8501 島根県松江市殿町1番地

島根県健康福祉部障がい福祉課 計画推進係(県庁第2分庁舎) 電話:0852-22-6686

【大田市内の申請書備付場所】

大田市においては、県央保健所総務企画スタッフで申請書を備え付けています。

電話:0854-84-9800

受付:月曜日～金曜日(祝日を除く)

8時30分～17時15分

県央保健所は
大田警察署の隣です

■ 駐車禁止除外標章の交付

要件に該当する歩行困難なかたの申請に基づき、公安委員会による駐車禁止規制の対象から除外します。

1. 対象者

療育手帳(A判定)、精神障がい者保健福祉手帳(1級)、身体障がい者手帳(障がい区分による等級要件あり)の交付を受けておられるかた

2. 申請に必要な書類

- 本人の住民票の写し 障がい者手帳 自動車検査証の写し

3. 手続き窓口・お問い合わせ先

大田警察署交通課 電話:0854-82-0110

20.保育料の減額、主な税の控除等

■認可保育所保育料等

3歳以上児

※全てのお子さんの保育料は無償となります

(3歳児クラス【3歳になった後の最初の4月分】から無償化となります)

※副食費(給食の食材料・おやつ・牛乳・お茶代)は直接施設にお支払いいただきます。ただし、次の場合は副食費の支払いが免除となります



副食費が免除対象となるのは

- ・年収360万円未満の世帯のお子さん
- ・出生順位が第3子以降のお子さん



大田市独自の制度で、3人目以降のおさんは全員副食費が無料になるよ!

3歳未満児

※市民税非課税世帯のお子さんの保育料は無償となります

※市民税課税世帯で、ご家族の中に一定の障がいがあるかた(身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳所持者、特別児童扶養手当支給対象児)がいらっしゃる場合は、保育料の減額が受けられる場合があります

【保育料月額(3歳未満児)】

階層区分	減額前		減額後			
	標準時間	短時間	第1子		第2子以降	
			標準時間	短時間	標準時間	短時間
第2階層	5,800円	5,800円	0円	0円	0円	0円
第3階層	11,000円	10,800円	3,600円	3,600円	0円	0円
第4階層	14,000円	13,700円	3,800円	3,800円	0円	0円
第5階層	18,000円	17,600円	3,800円	3,800円	0円	0円
第6階層 (市民税所得割 77,101円未満)	21,000円	20,600円	3,800円	3,800円	0円	0円

	保育料	副食費
3歳以上児	無償	年収360万円未満の世帯や第3子以降は免除
3歳未満児	市民税非課税世帯は無償	市民税課税世帯・・・保育料に含まれる 市民税非課税世帯・・・無償

在宅のお子さんの利用するサービスも無償化されます

認可外保育施設、ファミリー・サポート・センター(送迎のみは対象外)、病児保育、保育所の一時預かりの利用料が無償になります。(上限があります)

保育の必要性がある(下記参照)お子さんの利用料が無償となります

※保育の必要性がある

保護者が『就労』『親族の介護』『病気・怪我』『求職活動中』等により、子どもを家庭で保育できない場合

■手続き窓口・お問い合わせ先 大田市役所子ども保育課保育所係 電話:0854-83-8149、8196

■ 所得税・住民税等の障がい者控除

控除名称等		対象者	控除の額	相談窓口
所得 税 ※ 1	障がい者	○身体障がい者手帳3～6級 ○療育手帳B(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳2級、3級	27万円	石見大田税務署 0854-82-0980
	特別障がい者	○身体障がい者手帳1級、2級 ○療育手帳A(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳1級	40万円	
	同居特別障がい者	○控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者で、納税者またはその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している場合。	75万円	
住 民 税 ※ 1	障がい者	○身体障がい者手帳3～6級 ○療育手帳B(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳2級、3級	26万円	大田市役所税務課 0854-83-8022
	特別障がい者	○身体障がい者手帳1級、2級 ○療育手帳A(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳1級	30万円	温泉津支所市民生活課 0855-65-3111
	同居特別障がい者	○控除対象配偶者または扶養親族が特別障がい者で、納税者またはその配偶者もしくは納税者と生計を一にする親族のいずれかと常に同居している場合。	53万円	仁摩支所市民生活課 0854-88-2113
※1 各種所得の金額の合計額から控除されます。				
相 続 税 ※ 2	障がい者	○身体障がい者手帳3級～6級 ○療育手帳B(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳2級、3級	(85歳に達するまでの年数)× 10万円	石見大田税務署 0854-82-0980
	特別障がい者	○身体障がい者手帳1級、2級 ○療育手帳A(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳1級	(85歳に達するまでの年数)× 20万円	
	※2 法定相続人である障がい者の相続税から算出した額が控除されます。			
贈与税の非課税 (障がい者の生活費等に充てるために一定の信託契約に基づいて信託された財産の一定額は非課税です)	特別障がい者以外の一定の障がい者	○療育手帳B(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳2級、3級	3,000万円	石見大田税務署 0854-82-0980
	特別障がい者	○身体障がい者手帳1級、2級 ○療育手帳A(又は福祉事務所長がそれと同程度の障がいと認めた場合) ○精神障がい者保健福祉手帳1級	6,000万円	

■ 自動車税、軽自動車税(環境性能割・種別割)※3の減免

身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者等が、積極的に社会活動が出来るように、一定の要件を満たす場合に、申請によって、自動車税、軽自動車税(環境性能割・種別割)※3が減免されます。

減免できる自動車は、お持ちの自動車(軽自動車を含む)のうち1台です。

自動車の所有者	運転者および用途
障がい者本人、または障がい者と生計を一にするかた(本人の所有する自動車がない場合に限る)	【本人】 用途制限なし 【生計を一にするかた】 障がい者のための交通手段として使用されること 【常時介護するかた】 主として障がい者の通学(園)、通院、通所または生業等の利用に供していること。

※3 環境性能割～令和元年10月から、自動車取得税は「自動車税」または「軽自動車税」環境性能割に変わりました

種別割～自動車、軽自動車を所有しているかたに、毎年課される税金です。令和元年10月に名称が変わりました

□対象となる障がい

障がいの区分	次に該当するかたが運転する場合	次に該当するかたと生計を一にするかた、また常時介護するかたが運転する場合	障がいの区分	次に該当するかたが運転する場合	次に該当するかたと生計を一にするかた、また常時介護するかたが運転する場合
	障がいの級別	障がいの級別		障がいの級別	障がいの級別
視覚障がい	1～3級、4級の1	1～3級、4級の1	心臓機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
聴覚障がい	2級、3級	2級、3級	じん臓機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
平衡機能障がい	3級	3級	呼吸器機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
音声機能障がい	3級(喉頭摘出・無喉頭)		ぼうこうまたは直腸の機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
上肢不自由	1級、2級	1級、2級	小腸機能障がい	1級、3級、4級	1級、3級、4級
下肢不自由	1級～6級	1級～3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～3級	1級～3級
体幹不自由	1級～3級、5級	1級～3級			
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい	上肢機能1級、2級(一上肢のみの場合を除く)	上肢機能1級、2級(一上肢のみの場合を除く)	肝臓機能障がい	1級～4級	1級～4級
	移動機能1級～6級	移動機能1級～3級(一下肢のみの場合を除く)	療育手帳	A	A
			精神障がい者保健福祉手帳	1級	1級

□申請に必要なもの

- ①障がい者手帳(身体障がい者手帳・療育手帳・精神障がい者保健福祉手帳)
- ②運転者の運転免許証(両面写し)
- ③自動車検査証(写し)
- ④所有者・運転者が障がい者と同一生計にあることを証明する書類(同一生計の家族等が運転する場合等)

■手続き窓口・お問い合わせ先

減免を受けるための要件や申請期限など、詳しくは下の機関までお問い合わせください。

税の区分	問い合わせ先	電話番号
自動車税(種別割) 自動車税・軽自動車税(環境性能割)	島根県西部県民センター県央事務所 (あすてらす2階)	0854-84-9576
	島根県東部県民センター 自動車税管理課	0852-37-0341
軽自動車税(種別割)	大田市役所税務課市民税係 各支所市民生活課	大田市役所税務課 市民税係 0854-83-8022

21.日常生活自立支援事業・成年後見制度

■日常生活自立支援事業

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者などの判断能力が不十分なかが、地域で安心して生活できるように、福祉サービスを利用するにあたって必要な手続きなどについて援助します。

□利用対象者

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分なかた(手帳所持者に限らない)

□サービス内容

区分	内容	できないこと
福祉サービスの利用援助	①福祉サービスの利用・中止手続き ②福祉サービス支払手続き ③福祉サービス苦情解決制度利用手続き	①施設への入所契約 ②治療・入院契約 ③家事援助
日常的金銭管理サービス	①年金・福祉手当等の受領手続き ②医療費支払手続き ③税金・社会保険料・公共料金支払手続き ④日用品等代金支払手続き ⑤①～④に伴う預金の払戻・解約・預け入れ手続き	①定期の契約・解約 ②不動産・預貯金の資産運用
書類等の預かりサービス	【保管できる書類】 ①年金証書 ②預貯金通帳 ③権利証 ④契約書 ⑤保険証書 ⑥実印等 ⑦その他	①宝石・貴金属類など
定期的訪問による状態把握	安否確認、見守り	

□利用支援のしくみ

- ①本人と社会福祉協議会が利用契約を結ぶ
- ②具体的な支援は社会福祉協議会に雇用されている「専門員」と「生活支援員」が行う
- ③「専門員」は初期相談・支援計画作成・契約締結業務を行う
- ④「生活支援員」は支援計画に基づく具体的なサービスを提供する

□利用料金

- ①相談・支援計画作成などは無料
- ②福祉サービス利用料援助・日常的金銭管理サービス＝1時間あたり1,200円(1時間を超える場合は、30分ごとに600円加算)
- ③生活支援員の交通費＝実費、自家用車の場合、1kmあたり20円
- ④書類預かりサービス料＝月200円
- ⑤貸金庫利用料＝月100円

※生活保護受給者は、②③が原則免除となります

□日常生活自立支援事業と成年後見制度との関係

区分	内容	利用分
日常生活自立支援事業	福祉サービスの利用援助やそれに付随した日常的な金銭管理等の援助を行う	本人に判断能力の低下はあるが、日常的なことの援助だけでよい場合
成年後見制度	財産管理や身上監護に関する契約等の法律行為全般	本人の判断能力が著しく低下していたり、重要な法律行為(不動産処分・遺産分割・相続放棄等)や施設入所契約(身上配慮)など

■手続き窓口・お問い合わせ先

大田市社会福祉協議会 大田市大田町大田1128番地 電話:0854-82-0091

■成年後見制度

成年後見制度は、認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分なかが、悪徳商法や、相続・売買などの法律問題に遭遇したときに、不利益を被らないように保護し、支援する制度です。また、財産管理にとどまらず、自分の望む生活を実現・継続するための援助をします。

□任意後見制度 ※判断が衰える前

本人の判断能力があるうちに、将来判断能力が不十分になった場合の生活や療養看護、財産の管理に関する事務の全部又は一部について「〇〇さん(任意後見人)に代理権を与える」という委託契約を結んでおき、実際にその状態になったとき、任意後見人が本人に代わって行う制度です。

□法定後見制度 ※判断が衰えた後

すでに判断能力が不十分な状態にある本人について、主として本人や家族の申立てにより、家庭裁判所が適任と認めるかたを成年後見人等として選び、後見人等に様々な権限を付与し、本人を保護・サポートする制度です。本人の判断能力に応じて「補助」「保佐」「後見」の3つの制度があります。

補助	判断能力が不十分なかたに「補助人」をつけて、自分でできないことを代わりにしてもらう
保佐	判断能力が著しく不十分なかたに「保佐人」をつけて、重要な法律行為を代わりにしてもらう
後見	ほとんど判断できないかたに「成年後見人」をつけて、ほとんどのことを代わりにしてもらう

□大田市成年後見支援センター事業

大田市では、「大田市成年後見支援センター事業」を実施しています(大田市社会福祉協議会に事業委託しています)。成年後見制度に関して、何かお困りごとなどがあれば、気軽にご相談ください。

利用対象者	事業内容	窓口
認知症のあるかたや、知的障がい、精神障がいのあるかたで、判断能力が十分でないかた	①成年後見制度に関する相談・利用支援 ②市民後見人(市民が受任する成年後見人)の養成 ③専門職、市民後見人への受任調整 ④成年後見人への活動支援 ⑤権利擁護の推進にかかる啓発・研修 ⑥成年後見制度に関わる関係機関等との連携 ⑦その他センターの運営に関し必要な事業	○大田市社会福祉協議会 電話:0854-82-0091 ○大田市介護保険課 (大田市地域包括支援センター) 電話:0854-83-7766

□その他の成年後見制度相談窓口

機関名	所在地	電話番号
山陰リーガルクリニック 大田事務所	大田市長久町長久口 307 番地 5	0854-83-7780
松江家庭裁判所 出雲支部	出雲市今市町 797 番地 2	0853-21-2114
島根県弁護士会	松江市母衣町 55 番地 4 松江商工会議所ビル 7F	0852-21-3225
成年後見センター・リーガルサポートしまね支部	松江市南田町 26 番地	0852-24-2005
島根県社会福祉士会	松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 1 階	0852-28-8181
出雲成年後見センター	出雲市今市町 36 番地 9 成瀬司法書士事務所内	0853-22-8097
石見成年後見センター	江津市渡津町 290 番地 1 相談支援センターえん	0855-52-7107

22.選挙

■代理投票

- 対象者 身体の障がいやけがなどのため、投票用紙に自筆できないかた
 - 内容 投票所・期日前投票所の係員の代筆で投票する制度
- ※希望される場合は、投票所・期日前投票所の係員にご相談ください

■点字投票

- 対象者 視覚障がいがあるかた
 - 内容 点字により投票する制度
- ※希望される場合は、投票所・期日前投票所の係員にご相談ください

■郵便等による不在者投票

- 対象者 ①身体障がい者手帳
 - 両下肢機能障がい・体幹機能障がい・移動機能障がいの1級、2級
 - 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸機能障がいの1級、3級
 - 免疫障がい・肝臓機能障がいの1級、2級、3級
 - ②戦傷病者手帳
 - 両下肢機能障がい・体幹機能障がいの特別項症から第2項症
 - 心臓・腎臓・呼吸器・膀胱・直腸・小腸・肝臓機能障がいの特別項症から第3項症
 - ③介護保険の要介護状態区分「要介護5」のかた
- 内容 身体の重い障がいなどで、投票所に行けないかたが、郵便等により自宅で投票する制度
- ※あらかじめ、選挙人名簿に記載されている市町村の選挙管理委員会に申請して「郵便等投票証明書」の交付を受けてください
- 投票手順 「郵便投票申請書」を選挙人名簿に登録されている選挙管理委員会へ郵送等で提出します。
- その際、「郵便等投票証明書」を必ず添付します。
- ※投票日の4日前までに選挙管理委員会に届くよう、お願いします
- ※送付された投票用紙に必要事項を記載し、同封の返信用封筒により返送してください

■指定施設・病院等での不在者投票

- 対象者 県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む）に入所、入院しているために、投票に行けないかた
- 内容 県選挙管理委員会が指定した老人ホームや病院（介護老人保健施設を含む）内で、不在者投票管理者（施設長等）のもとで不在者投票ができる制度

■お問い合わせ先

大田市選挙管理委員会事務局 電話:0854-83-8140

23.障がい者団体等一覧表

■主な障がい者団体の状況

令和5年4月現在

団体名	活動内容	事務局等の電話番号
大田市身体障がい者福祉協会	身体障がい者相互の情報交換・研修・親睦交流等を図る。	大田市社会福祉協議会 内 0854-82-0091
大田市視覚障がい者福祉協会	視覚障がい者相互の情報交換・研修・親睦交流等を図る。	寺本恵子治療院 内 0854-88-3615
大田市腎友会	腎臓病患者相互の経験交流と親睦等を図る。	三浦豊美(三瓶町小屋原) 0854-83-2926
大田圏域失語症「友の会」	失語症および家族相互の親睦を図り、失語症者の言語の回復、自立の推進および障がいに対する正しい理解とリハビリテーションの普及を目指す。	森山満敏(久手町) 0854-82-8045
大田市手をつなぐ育成会	知的障がい者の家族相互の情報交換・研修・親睦等を図る。	障がい者支援センター ひまわり 内 0854-82-5315
大田地域家族会「親和会」	精神障がい者の家族相互の情報交換・研修・親睦等を図る。	社会福祉法人亀の子 内 0854-82-3077
リウマチ友の会「こだまの会」	リウマチ患者相互の情報交換と親睦を図る。	大田市社会福祉協議会 内 0854-82-0091
島根県重症心身障がい児(者)を守る会 大田分会	「最も弱いものをひとりももれなく守る」と言う基本方針に添って、施策対策と在宅対策の運動をすすめ、親の意識の啓発と連携を蜜にするための活動を行う。	原田孝(久手町) 0854-82-9509
三瓶友の会	精神障がい者当事者の会で、仲間づくりを目的に、研修・料理教室・レクリエーション等を実施。	社会福祉法人亀の子 内 0854-82-3077
みつばの会(大田市・邑智郡パーキンソン病患者家族の会)	パーキンソン病の患者・家族が情報交換、学習、リハビリ、レクリエーション等を通して親睦、交流を図る。	お問い合わせ先 島根県県央保健所 医事・難病支援課 0854-84-9825

24.障がい者ボランティア一覧表

■主な障がい者ボランティア団体の状況

令和5年4月現在

団体名	活動内容
すまいる会	パーキンソン病患者家族の会(みつば会)の支援活動
リュウマチこだまの会 支援ボランティア	こだまの会定例会の支援
大田手話サークルどんぐり	手話学習、聴覚障がい者との交流
点訳サークルたんぽぽ	点訳学習、点字図書の作成、依頼に応じた点訳作業
音訳ベルの会	視覚障がい者に広報録音テープ作成
やまびこの会	知的障がい児者との交流(事務局:はとぽっぽ内)
リフト付自動車運転ボランティア 明星の会	リフト車による車イス利用者の外出支援

25.市内の主な公共的施設の利用料減免

令和5年4月現在

施設名	実施期間	実施内容	定休日	対象者	手続き方法等
(市内大森町) 武家屋敷 旧河島家 電話 0854-89-0932	通年	入館料無料	火曜日 年末年始	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者	入場手続き時に手帳を呈示
(市内大森町) 石見銀山龍源寺 間歩 電話 0854-89-0347	12月3日~9日	入場料免除	年末年始	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者および介護者(障がい者1名につき1名)	入場手続き時に手帳を呈示 ただし、車いすの入場は介護者同伴
	通年	入場料減免 高校生以上 410円⇒300円 小中学生 200円⇒150円			
(市内大森町) 石見銀山資料館 電話 0854-89-0846	通年	入館料減免 大人 500円⇒300円 小中高生免除	年末年始	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者	入館手続き時に手帳を呈示
(市内仁摩町) 仁摩サンドミュージアム 電話 0854-88-3776	12月3日~9日	入館料免除	水曜日(変更の場合あり) 年末年始	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者および介護者(障がい者1名につき1名)	入館手続き時に手帳を呈示
	通年	入館料減免 高校生以上 700円⇒350円 小中学生 350円⇒100円			
(市内大森町) 重要文化財 熊谷家住宅 電話 0854-89-9003	通年	入館料無料	火曜日 年末年始	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者	入場手続き時に手帳を呈示
(市内大森町) 勝源寺 電話 0854-89-0252	通年	拝観料免除	年末年始 入場については、事前に FAX での予約が必要 0854-88-2201	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者	入場手続き時に手帳を呈示
(市内大森町) 石見銀山世界遺産センター(展示棟) 電話 0854-89-0183	通年	展示観覧料免除	毎月最終火曜日および年末年始	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者および介護者(障がい者1名につき1名)	入場手続き時に手帳を呈示

施設名	実施期間	実施内容	定休日	対象者	手続き方法等
(市内三瓶町) 県立三瓶自然館 サヒメル 電話 0854-86-0500	12月3日~9日	規定料金全額免除	(2施設共通) 12/26~1/1 毎週火曜日 メンテ休館	身体障がい者・療育・精神障がい者保健福祉手帳所持者(介護者は1名に対して1名まで全額免除)	入館手続き時に手帳を呈示
県立三瓶小豆原 埋没林公園 電話 0854-86-9500	その他の期間	規定料金半額免除			

※島根県ホームページから引用しています。

内容が変更されている場合がありますので、施設ご利用にあたっては、割引等について、各施設に事前にご確認ください。

26.市内の主な公共的施設のバリアフリー情報

島根県ホームページおよび現地調査等による情報を基に作成しています。

町名	施設名	バリアフリー情報				利用時間	外部利用
		思いやり 駐車場 A 	身障者用 駐車場 B 	身障者用 トイレ C 	オストメイト 対応トイレ D		
大田町	JR大田市駅	-	○	○	○	24 時間	公衆用
大田町	あすてらす	○	○	○	-	9:00~21:00 エレベーターあり	可能
大田町	石見大田公共職業安定所	-	○	○	-	8:30~17:15	可能
大田町	石見大田税務署	-	○	○	○	8:30~17:00	可能
大田町	大田市役所本庁	○	○	○	○	8:30~17:15 エレベーターあり	可能
大田町	大田市民会館	○	○	○	○	9:00~22:00 エレベーターあり	可能
大田町	おおだふれあい会館	-	○	○	-	8:30~17:15	可能
大田町	大田市立中央図書館	-	○	○	○	10:00~19:00 (土日 18 時まで) エレベーターあり	可能
大田町	大田市総合体育館	○	○	○	○	8:30~22:00	可能
大田町	大田市立病院	○	○	○	○	24 時間 エレベーターあり	可能
大田町	サンレディー大田	○	○	○	○	9:00~22:00 エレベーターあり	可能
大田町	島根県大田集合庁舎 県央県土整備事務所等	-	○	○	○ 簡易型	8:30~17:15 エレベーターあり	可能
三瓶町多根	三瓶自然館サヒメル	-	○	○	○	9:30~17:00 エレベーターあり	可能
山口町	国立三瓶青少年交流の家	○	○	○	-	8:30~17:15 エレベーターあり	可能
久手町	ロード銀山敷地内トイレ	-	○	○	-	24 時間	可能
長久町	島根県警察 大田警察署	-	○	○	-	8:30~17:15 エレベーターあり	可能
長久町	島根県県央保健所	○	○	○	-	8:30~17:15 エレベーターあり	可能
大森町	石見銀山世界遺産センター	-	○	○	○	9:00~17:00	可能
大森町	石見銀山公園駐車場	-	○	○	○	24 時間	公衆用
温泉津町	JR温泉津駅 (=JA石見銀山温泉津支所)	-	○	○	-	24 時間	可能

町名	施設名	バリアフリー情報				利用時間	外部利用
		思いやり 駐車場 A 	身障者用 駐車場 B 	身障者用 トイレ C 	オストメイト 対応トイレ D		
温泉津町	大田市役所温泉津支所	○	-	○	-	8:30~17:15	可能
温泉津町	温泉津広域交番	○	○	○	-	8:30~17:15	可能
温泉津町	ゆうゆう館 (温泉津観光案内所)	-	-	○	-	24 時間	可能
温泉津町	温泉津総合体育館	-	-	○	-	利用時のみ	可能
仁摩町	JR仁万駅	-	-	○	-	24 時間	公衆用
仁摩町	大田市役所仁摩支所	○	-	○	-	8:30~17:15	可能
仁摩町	大田市立仁摩図書館	-	○	○	○	10:00~18:00	可能
仁摩町	仁摩健康公園	-	-	○	-	24 時間	公衆用
仁摩町	仁摩サンドミュージアム	-	○	○	-	9:00~17:00 エレベーターあり	可能
仁摩町	仁摩サンドミュージアム 国道 9 号駐車場公衆トイレ	-	○	○	○	24 時間	公衆用
仁摩町	仁摩町農村環境改善センター	-	○	○	-	利用時のみ	可能
仁摩町	仁摩保健センター	-	○	○	-	8:30~17:15	可能
仁摩町	琴ヶ浜公衆トイレ	-	○	○	-	24 時間	可能

※バリアフリー情報のマークについて…平成 26 年度邇摩高校福祉系列 3 年生考案によるマークです。

【市内まちづくりセンターのバリアフリー情報】

施設名称	バリアフリー情報				施設名称	バリアフリー情報			
	A	B	C	D		A	B	C	D
大田まちづくりセンター	○	○	○	○	久利まちづくりセンター	-	○	-	-
川合まちづくりセンター	-	○	-	-	大森まちづくりセンター	-	○	○	-
池田まちづくりセンター	-	○	-	-	水上まちづくりセンター	-	○	-	-
志学まちづくりセンター	-	○	-	-	祖式まちづくりセンター	-	○	-	-
北三瓶まちづくりセンター	-	○	-	-	大代まちづくりセンター	-	○	-	-
富山まちづくりセンター	-	○	-	-	湯里まちづくりセンター	-	○	○	○
朝山まちづくりセンター	-	○	-	-	温泉津まちづくりセンター	○	○	○	○
波根まちづくりセンター	-	○	-	-	井田まちづくりセンター	-	○	○	-
久手まちづくりセンター	-	○	○	-	福波まちづくりセンター	-	○	○	-
鳥井まちづくりセンター	-	○	-	-	仁万まちづくりセンター	-	○	-	-
長久まちづくりセンター	-	○	○	-	宅野まちづくりセンター	-	○	-	-
静間まちづくりセンター	-	○	○	-	大国まちづくりセンター	-	○	○	-
五十猛まちづくりセンター	-	○	○	-	馬路まちづくりセンター	-	○	-	-
大屋まちづくりセンター	-	○	○	-					

(まちづくりセンターの利用可能時間は、いずれも 8:30~17:15 で、外部利用はいずれも「可能」です。)

27.各種相談支援機関・施設・関係機関等一覧表

区分	名称	所在地	電話番号 (FAX 番号)
大田市の機関	大田市役所 地域福祉課	〒694-8502 大田市大田町大田口1111番地	0854-83-8142 (0854-82-9730)
	大田市役所 温泉津支所 (市民生活課)	〒699-2598 大田市温泉津町小浜1486番地	0855-65-3934 (0855-65-3114)
	大田市役所 仁摩支所 (市民生活課)	〒699-2391 大田市仁摩町仁万562番地3	0854-88-2113 (0854-88-4276)
島根県の機関	島根県県央保健所	〒694-0041 大田市長久町長久ハ7番地1	0854-84-9800 (0854-84-9819)
	島根県立心と体の相談センター	〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5905 (0852-32-5924)
	島根県西部視聴覚障害者情報センター	〒697-0016 浜田市野原町1826番地1 いわみーる2階	0855-24-9334 (0855-24-9335)
障がい者相談支援事業所(※の事業所は、サービス等利用計画、障がい児相談支援計画の作成が可能です)	障害者地域生活支援センター せいふう[相談支援] ※	〒694-0063 大田市大田町吉永1453番地24	0854-82-5308 (0854-84-7096)
	亀の子サポートセンター ※	〒694-0041 大田市長久町長久口267番地6	0854-83-7278 (0854-84-0272)
	島根県東部発達障害者支援センター ウィッシュ	〒699-0822 出雲市神西沖町2534番地2 さざなみ学園内	050-3387-8699 (050-3730-9745)
	島根県西部発達障害者支援センター ウインド	〒697-0005 浜田市上府町12589番地 こくぶ学園内	0855-28-0208 (0855-28-0217)
	島根県浜田児童相談所	〒697-0005 浜田市上府町12591番地	0855-28-3560 (0855-28-3565)
	高次脳機能障がい大田圏域支援拠点 地域活動支援センターのぼん	〒694-0041 大田市長久町長久口267番地6	0854-82-3077 (0854-82-3952)
電話相談	障がい者110番(松江)	〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根内	0852-32-5991 (0852-32-5992)
	障がい者110番(浜田)	〒697-0016 浜田市野原町1826番地1 いわみーる内	0855-24-9338
	島根いのちの電話	〒690-0011 松江市東津田町1741番地3 いきいきプラザ島根内	0852-26-7575 (0852-32-5986)
法律相談	山陰リーガルクリニック 大田事務所	〒694-0041 大田市長久町長久口307番地5	0854-83-7780 (0854-83-7781)
	石見法律相談センター	〒697-0027 浜田市殿町22番地 浜田市役所北分庁舎1階	0855-22-4514 (0855-22-4814)
就労支援事業所	大田障がい者就業・生活支援センター ジョブ亀の子	〒694-0041 大田市長久町長久口267番地6	0854-84-0273 (0854-84-0272)
	石見大田公共職業安定所 (ハローワーク石見大田)	〒694-0064 大田市大田町大田口1182番地1	0854-82-8609 (0854-82-1059)
社会福祉協議会	大田市社会福祉協議会本所	〒694-0064 大田市大田町大田1128番地	0854-82-0091 (0854-82-9960)
	大田市社会福祉協議会 温泉津支所	〒699-2598 大田市温泉津町小浜1486番地	0855-65-3950 (0855-65-3955)
	大田市社会福祉協議会 仁摩支所	〒699-2301 大田市仁摩町仁万565番地1	0854-88-4421 (0854-88-4319)
税金関係	石見大田税務署	〒694-0064 大田市大田町大田1289番地2	0854-82-0980
	島根県西部県民センター 県央事務所	〒694-0064 大田市大田町大田1236番地4 あすてらす2階	0854-84-9576
	島根県東部県民センター 自動車税管理課	〒690-0024 松江市馬潟43番地4	0852-37-0341
年金関係	日本年金機構出雲年金事務所	〒693-0021 出雲市塩冶町1516番地2	0853-24-0045 (0853-23-2442)

区分	名称	所在地	電話番号 (FAX 番号)
市内障がい者施設	障害者支援施設 清風園(入所、通所)	〒694-0013 大田市川合町吉永 1025 番地	0854-82-5300 (0854-82-5301)
	障がい者支援センター ひまわり(通所)	〒694-0063 大田市大田町吉永 1453 番地 15	0854-82-5315 (0854-82-5158)
	障害福祉サービス事業所 はとぼっぼ(通所)	〒694-0064 大田市大田町大田1 674 番地 16	0854-82-4688 (0854-82-4774)
	障がい者自立支援事業所 どんぐり(通所)	〒699-2511 大田市温泉津町小浜1 276 番地 1	0855-65-2342 (0855-65-2342)
	障がい者自立支援事業所 さざんか(通所)	〒699-2305 大田市仁摩町天河内 822 番地 1	0854-88-3342 (0854-88-3342)
	障がい福祉サービス事業所 亀の子工房(通所)	〒694-0041 大田市長久町長久口 267 番地 6	0854-82-3077 (0854-82-3951)
	障がい福祉サービス事業所 ふぁみりーわーく(通所)	〒694-0041 大田市長久町長久口 335 番地 1	0854-82-7882 (0854-86-7815)
	障がい福祉サービス事業所 遊亀館(通所)	〒694-0041 大田市長久町長久口 267 番地 6	0854-84-0271 (0854-84-0272)
	障害者地域生活支援センター せいふう(通所)	〒694-0063 大田市大田町吉永 1453 番地 24	0854-84-7000 (0854-84-7096)
	生活介護事業所 スマイル(通所)	〒694-0064 大田市大田町大田大田口 760 番地 1	0854-82-7156 (0854-82-7157)
	居宅介護事業所	ピラおおだ ホームヘルパーステーション	〒694-0011 大田市川合町川合 1081 番地 2
訪問介護事業所しおさい		〒699-2301 大田市仁摩町仁万 843 番地	0854-88-9139 (0854-88-9140)
幸久の家 ヘルパーステーション		〒694-0024 大田市久利町久利 691 番地	0854-84-7392 (0854-82-4690)
医療機関名	大田市立病院 (地域医療連携室)	〒694-0063 大田市大田町吉永 1428 番地 3	0854-84-7199
	石東病院 (医療福祉相談室)	〒694-0064 大田市大田町大田1 860 番地 3	0854-82-1035
	島根県立こころの医療センター	〒693-0032 出雲市下古志町 1574 番地 4	0853-30-0556
	島根県立中央病院	〒693-8555 出雲市姫原 4 丁目 1 番地 1	0853-22-5111
	島根大学医学部附属病院	〒693-8501 出雲市塩冶町 89 番地 1	0853-23-2111
教育関係	島根県立出雲養護学校 大田分教室	〒694-0052 大田市久手町刺鹿 522 番地 1	0854-84-0213
	島根県立出雲養護学校 邇摩分教室	〒699-2301 大田市仁摩町仁万 907 番地	0854-88-9060
	島根県立出雲養護学校	〒699-0822 出雲市神西沖町 2485 番地	0853-43-2260
	島根県立石見養護学校	〒696-0102 邑智郡邑南町中野 2384 番地 18	0855-95-0319
	島根県立浜田養護学校	〒697-0003 浜田市国分町 342 番地 2	0855-28-2200
	島根県立江津清和養護学校	〒695-0001 江津市渡津町 772 番地	0855-52-2613
医療福祉・障がい児関係	かめっ子クラブ	〒694-0041 大田市長久町長久口 267 番地 6	0854-82-3077 (0854-82-3952)
	かめっ子クラブⅡ	〒694-0041 大田市長久町長久口 268 番地 2	0854-83-7882 (0854-83-7882)
	西部島根医療福祉センター (あゆっこ江津)	〒695-0001 江津市渡津町 1926 番地	0855-52-2442
	東部島根医療福祉センター	〒690-0864 松江市東生馬町 15 番地 1	0852-36-8011

区分	名称	所在地	電話番号 (FAX 番号)
医療福祉・障がい児関係	児童発達支援センターわっこ (出雲市民リハビリテーション病院)	〒693-0033 出雲市知井宮町 238 番地	0853-21-2733 (0853-24-2906)
	児童発達支援センター ぼこぼこ	〒699-0822 出雲市神西沖町 2534 番地 2	0853-43-2252 (0853-43-2256)
地域活動支援センター	地域活動支援センター I 型 のほほん	〒694-0041 大田市長久町長久 267 番地 6	0854-82-3077 (0854-82-3952)
成年後見関係	大田市成年後見支援センター	〒694-0064 大田市大田町大田 1128 番地 大田市社会福祉協議会内	0854-82-0091 (大田市社会福祉協議会)
	山陰リーガルクリニック 大田事務所	〒694-0041 大田市長久町長久 307 番地 5	0854-83-7780 (0854-83-7781)
	松江家庭裁判所 出雲支部	〒693-8523 出雲市今市町 797 番地 2	0853-21-2114
	島根県弁護士会	〒690-0886 松江市母衣町 55 番地 4 松江商工会議所ビル 7 階	0852-21-3225
	島根県社会福祉士会	〒690-0011 松江市東津田町 1741 番地 3 いきいきプラザ島根 1 階	0852-28-8181
	出雲成年後見センター	〒693-0003 出雲市今市町 36 番地 9 成瀬司法書士事務所内	0853-22-8097
	石見成年後見センター	〒695-0001 江津市渡津町 290 番地 1 相談支援センターえん	0855-52-7107

	相談内容	相談窓口	電話番号	相談窓口	電話番号
その他相談	こころの悩み	島根いのちの電話	0852-26-7575 (年中無休 10:00-21:00)	大田市役所健康増進課 (保健師による相談)	0854-83-8056 (月-金 8:30-17:15)
		7-ダイヤル「自殺予防いのちの電話」	0120-783-556 (毎月 10 日 8:00-翌 8:00)	県央保健所健康増進課 (保健師による相談)	0854-84-9823 (月-金 8:30-17:15)
		亀の子サポートセンター	0854-83-7278 (月-金 9:00-17:30)	心と体の相談センター こころのダイヤル	0852-21-2885 (月-金 9:00-17:00)
	職場におけるこころの健康づくり・悩み	出雲地域産業保健センター (50 人未満の事業所)	0853-21-1225 (月-金 9:00-17:00)	島根産業保健総合支援センター 内	0852-59-5801 (月-金 9:00-17:00)
		浜田地域産業保健センター (50 人未満の事業所)	0855-22-0967 (月-金 9:00-17:00)	山陰労災病院 (勤労者の心の相談)	0859-35-3080 (月-金 14:00-20:00)
	債務関係・ヤミ金融等 法律に関する相談	法テラス島根	0570-078358 (月-金 9:00-17:00)	島根県司法書士会司法書士 総合相談センター	0852-60-9211
	多重債務・消費者金融・ 生活安全等の相談	島根県消費者センター	0852-32-5916 (日-金 8:30-17:00)	悪質商法 110 番 (島根県警察本部)	0852-27-4649 (月-金 8:30-17:15)
		大田警察署	0854-82-0110 (年中無休 24 時間対応)		
	経営に関する相談	大田商工会議所	0854-82-0765 (月-金 8:30-17:15)	銀の道商工会	0855-65-1110 (月-金 8:30-17:15)
	生活苦・生活不安の 相談	大田市福祉事務所(地域福祉課保護係)	0854-83-8144 (月-金 8:30-17:15)	大田市社会福祉協議会	0854-82-0091 (月-金 8:30-17:15)
	女性・子どもの相談	あすてらす女性相談室	0854-84-5661 (月-金 8:30-17:00)	チャイルドラインしまね	0120-99-7777 (月-土 16:00-21:00)
		島根県浜田児童相談所	0855-28-3434 (月-金 8:30-17:00)	子どもと家庭電話相談室	0120-258-641 (月-金 9:00-21:30)
	自死遺族に関する 相談	心と体の相談センター	0852-21-2045 (月-金 8:30-17:15)	しまね分かち合いの会 虹	090-4692-5960 (年中無休 24 時間対応)
	生活・就労・福祉等の 相談	おおだふれあい会館	0854-82-0016 (月-金 8:30-17:15)		
	人権に関する相談	松江法務局人権擁護課	0852-32-4260 (月-金 8:30-17:15)		
大田市役所人権推進課		0854-83-8038 (月-金 8:30-17:15)			

28.消防車、救急車の要請

火災・救急等の緊急事態が発生したとき、次の方法で消防車や救急車の要請ができます。

■インターネット機能を利用した119番通報システム

- ・「Net119」は、聴覚や言語機能障がい等により音声通話が困難な方を対象とした通報システムです。スマホ等により119番通報できます。
- ・FAXによる119番通報と異なり、外出先からでも通報できます。また、GPS機能を利用した位置特定により、速やかな緊急出動が可能です。

・利用するには、事前の登録が必要です。下記にお問い合わせください。

■お問い合わせ先

大田市消防本部 電話:0854-82-0650 / FAX:0854-82-6560

大田市役所地域福祉課 障がい者福祉係

電話:0854-83-8142、8143 / FAX:0854-82-9730

■FAXによる119番通報

- ①緊急通報用紙をFAX機器の送信トレイにセットします。
- ②局番なしの『119』とダイヤルし、スタートキーを押します。
- ③しばらくすると、通報したFAX機器に消防本部から、消防車や救急車が出動した旨の「受信確認票」が送付されます。内容を必ず確認してください。
- ④火災などの場合は、安全な場所に避難してください。

・利用申し込み等、特別な手続きの必要はありません。

・一般的な市販FAX機器にてご利用可能です。

※「通報用紙」「受信確認票」はP66、67をご覧ください

■お問い合わせ先

大田市消防本部 電話:0854-82-0650 / FAX:0854-82-6560

緊急 FAX 119番 通報用紙

※通報は、局番なしの119とダイヤルし、スタートキーを押下。

当てはまる項目を○で囲み、必要事項を記入してください。

火災	救急
<p>※ どこで? 大田市 町 番地 (自治会名)</p> <p>※ 何か燃えている? 建物火災・林野火災・()</p> <p>※ あなたは避難できる? できる ・ できない</p> <p>※ 逃げ遅れは? いる ・ いない</p> <p>※ 伝えたい事があれば記入してください。</p>	<p>※ どうされましたか? 急病人・けが人</p> <p>※ 誰が? わたし・他の人</p> <p>※ 年齢 性別は? 年齢は _____ 才(位) 男 ・ 女</p> <p>※ 意識は? ある・ない・わからない</p> <p>※ 呼吸は? ある・ない・わからない</p> <p>※ 脈は? ある・ない・わからない</p> <p>※ どこが痛いかに記入してください。</p>

◆いざという時のために、二重太枠の中は前もって記載しておいてください。

住所(自治会、番地、目標となる建物など詳しく)			
大田市	町	番地	目標物
要請者氏名		FAX 番号	
年齢	才	性別(男・女)	
世帯主名		電話番号	

◆FAX 送信後は大田市消防本部から 受信確認票 が届きます。

◆問合せ先 大田市消防本部通信指令課

FAX 番号 (0854)82-6560 / 電話番号 (0854)82-0650

FAX119番 受信確認票

こちらは大田市消防本部です。

あなたから送信された FAX は正常に受信されました。

消防車

・

救急車



が出勤しました。

到着までの所要時間は 約 _____ 分です。

お願い

※ 火災の場合(救急の場合は除く)

自宅や隣家が燃えている場合は直ちに安全な場所に避難してください。

大田市消防本部通信指令課 電話 0854-82-0650

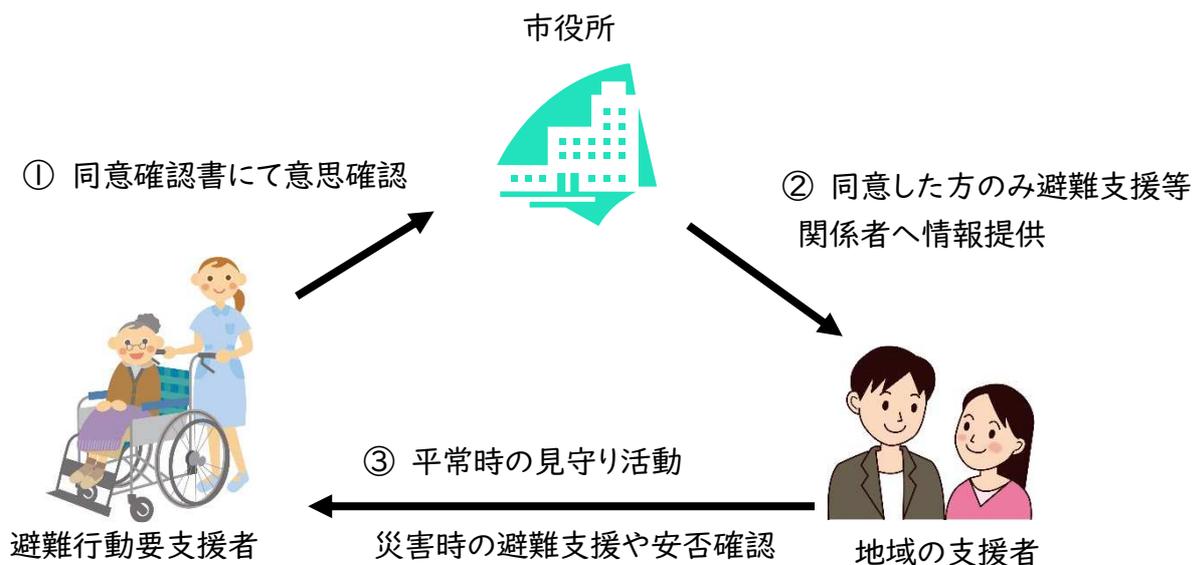
29.避難行動要支援者支援制度

この制度は、大きな地震や風水害などの災害時に自力（家族）での避難が難しい方を支援するため、市では、避難行動要支援者名簿を作成し、災害時の避難支援や安否確認に役立てるとともに、平常時における地域での見守りや日常的な支え合い活動につなげていきます。

■対象者

- 1 身体障がい者手帳1級及び2級のかた
- 2 療育手帳Aのかた
- 3 精神障がい者保健福祉手帳1級のかた
- 4 介護保険法における要介護3以上のかた
- 5 75歳以上の高齢者のみ世帯のかた
- 6 その他災害時の支援が必要と認められるかた

■同意確認書提出後のイメージ図



※ 法により市町村に作成が義務付けられている避難行動要支援者名簿は災害発生時には、同意の有無に関わらず特に必要な場合のみに限り避難支援等関係者に情報の提供をすることができます。

・同意確認書の提出を希望される場合は、下記までお問い合わせください。

■お問い合わせ先

大田市危機管理課 安全防災係

電話:0854-83-8009 / FAX:0854-82-2826